

領事裁判記録のなかの民事事件

——駐神戸英国領事館の明治初年の裁判記録から——

目次

- 一 はじめに
- 二 概観——民事事件数と分類および
裁判記録の制度的・手続的な特徴——
- 三 領事裁判所の職員について
- 四 領事裁判記録のなかの民事事件
むすび
- 五 別表（民事事件一覧表）

岩
村

等

一 はじめに

神戸市立中央図書館には、明治年間、神戸に駐在した英国領事館の裁判関係文書が保管されている。この文書のなかには、一八七一年九月から翌一八七二年一月までの英国領事館の英文の筆記体で書かれた領事裁判記録があって、筆者は、この領事裁判記録のすべてを解読して本論集に掲載した^①。本稿では、この領事裁判記録のこれまでの解読作業を踏まえつつ、そのなかの民事事件についての検討を試みるものである。

一九世紀、ヨーロッパ列強がアジアとアフリカに進出して行く過程で、列強は現地の君主たちとつぎつぎと条約を締結し、その条約のなかで領事裁判権を取得した。日本の場合には、幕末に江戸幕府がヨーロッパ列強と締結した諸条約により領事裁判制度が設置され、一八六九（明治二）年に維新政府がオーストリア・ハンガリーと締結した修好通商条約によって領事裁判制度が法的に確立された^②。

イギリスも同様にして領事裁判権を得たが、とりわけイギリスの特異性は、上海に高等法院を設置して、これをアジア各地のイギリス領事裁判所の上級審とする体系的で発展した領事裁判制度をアジアに確立したのである。そして、この領事裁判制度のもとで、イギリス人を被告とする民事と刑事の法的紛争をイギリス法のもとで裁くことになった。これらのイギリスの領事裁判制度は、つぎのような法令によって定められていた。まず、条約その他によってイギリス女王が外国から獲得した領土外管轄権を、条約国または地域で行使する権限をイギリス女王に与えた議会の制定による領土外管轄権法があった。領土外管轄権法の授權にもとづき、女王の領土外管轄権について一般的に規定し、領事裁判所の構成と管轄権、陪審と補佐人、外国人と外国裁判所、上訴制度と訴訟規則制定権などを定めた枢密院令が

あり、最後に、具体的な訴訟手続きと手続きの際に使用する書式と訴訟費用などの諸費用を定める訴訟規則があった。領事裁判制度は、各国の主権とりわけ法権を侵害するものであったから、領事裁判制度の弊害の認識とともに、日本はもとより、アジア各国においても領事裁判制度の撤廃の動きが出てくることになった。この時、ヨーロッパ列強が領事裁判制度の撤廃を拒んだ理由は、進歩したヨーロッパ風の近代的な法典と裁判制度をアジア諸国が備えていないということであった。ヨーロッパ風の近代的な法典と裁判制度のない国に、ヨーロッパ列強の国民が関係する裁判を任せる訳に行かないということであった。こうして、領事裁判制度は、アジアの各地に帝国主義的支配の刻印を残し、また、各国の近代化への動きに対する刺激とを与えたのである。⁽⁴⁾

本稿で取り上げる領事裁判記録は、イギリスがアジアに確立した領事裁判制度体制の一端を占める日本の神戸のイギリス領事館の裁判記録であるが、これまでもにおいても領事裁判の実態は十分に明らかにされてきた訳ではない。⁽⁵⁾したがって、本稿の作業は、領事裁判の実態解明において重要な意義をもっていると考えられる。さらに、その記録がイギリス領事館の裁判記録であるから、近代的裁判の当事者主義にもとづく法廷活動の実態が明らかにされる訳で、そのような意味でも、本稿は領事裁判制度の研究にとって重要な意義をもっていると言えよう。このような趣旨から、本稿では、当事者主義の原則が明瞭に働く民事事件に関する裁判記録を取り上げて、以下において検討して行きたい。なお、本稿の末尾に民事事件の一覧表を掲げて、読者の利用の便を図った。ここでは、裁判記録の原本の番号順に各事件を整理し、各事件毎に整理番号をつけた。したがって、本稿で各事件を取り上げる際に使用する番号はこの整理番号である。また、この民事事件一覧表で記載された以上の特別な内容がない裁判記録については、整理番号のみを示して無駄な重複を避けた。それから、領事裁判記録本体の翻訳作業が完了してから、事項や人名等について不適

説
切な訳であることが判明したものがあつたが、これは注を付してもととの訳との異同を明らかにするように努めた。はじめにあつて、以上の点を読者が了とされんことをこいねがうものである。

論

二 概観

——民事事件数と分類および裁判記録の制度的・手続的な特徴——

(一) 民事事件の數と分類

一八七一年の民事事件の原本番号はNo.53までであるが、実際に領事館の記録に残っているのは、二六件である。一八七二年の民事事件の原本番号はNo.85までであつて、実際に領事館の記録に残っているのは、五一件と原本番号のない二件のあわせて五三件である。したがつて、一八七一年九月から一八七二年一月までの神戸のイギリス領事館の裁判記録として残されている民事事件の数は、一八七一年と一八七二年を合計して七九件になる。

これらの民事事件を司法省民事統計年報の訴訟種別にしたがつて分類すると、

人事事件一件、土地事件一件、金銭事件七二件、船舶事件一件、物品事件二件、雜事二件であつて、總計七九件である。このうち一〇件の事件は日本人が原告である。

金銭事件七二件は、さらに細かく分類すると、売代金八件、共同経営六件、損害賠償金七件、金銭貸借二件、手形・小切手七件、給料一八件、手間代金五件、請負金六件、止宿料四件、飲食料二件、家賃三件、地代一件、その他三件である。金銭事件のうちその他三件の内訳は、物品の賃借り料と病院の治療費と世話仕事の礼金の各一件である。

(二) 裁判記録の制度的・手続的な特徴

民事事件の裁判記録が示している制度的・手続的な特徴は、以下の諸点である。

第一に、領事裁判所の法廷でのすべての当事者の対等性であって、法廷には、身分制度による刻印がないのである。領事裁判所の法廷では、裁判官である領事も含めて、原告も被告も対等の立場にある。領事裁判所の法廷では、江戸時代の日本の奉行所での裁判のように、原告と被告が裁判官である奉行に対して身分上の卑屈な態度を取る必要がなかった。同様に、立場によって使用する言語が異なるということもなかった。領事裁判所の法廷では、裁判官である領事も原告も被告も、法の前では平等であって同じ平面に立っていたのである。このことは、整理番号28番の事件の裁判記録が一例となる。これは、ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービーの共同経営の利益をめぐる事件であった。この訴訟は、原告被告双方の同意により、神戸のイギリス領事館の副領事代理であるJ・J・エンズリーによる仲裁に付されることになったのであるが、エンズリーの仲裁裁定について訴訟となったのである。事件の内容はあとで検討するが、ともかく、この訴訟で一八七二年一月三〇日にエンズリーは領事法廷で証言台に立ち、原告と被告の双方から対等の立場から積極的な尋問と反対尋問を受けている。江戸時代の日本の裁判では奉行所の役人が仲裁人となったとしても、彼に対するこのような尋問と反対尋問は行われなかったであろうし、役人の仲裁人に対する当事者の態度は、一定の事項をへりくだって懇願するということであつたらう。

第二に、厳格に適用された手続きと、裁判官および原告・被告の法廷活動の経過が、この裁判記録に残っていることである。訴訟手続きは、上海高等法院の規則によって定められて印刷のうえ公表されているが、裁判記録が示しているのは、この規則が厳格に適用されたということであり、さらにその適用の実際が残されていることである。また、

説
 法廷での弁論活動は、克明に記録されているのであって、事実問題・法律問題に対する当事者の主張がはっきりと分かるのである。

論
 第三に、領事裁判所の裁判は公開されていたのである。領事である裁判官と原告や被告が市民として対等の立場で、定められ公表されている訴訟規則にのっとり堂々と法廷活動を行ったということは、その裁判を目撃した日本人を通じて、裁判が非公開であった、江戸時代の制度がなお存続していた日本の明治初期の社会に対して相当の衝撃を与えたと考えられる。⁽⁶⁾

三 領事裁判所の職員について

この裁判記録にある訴訟を担当したのは、神戸駐在英國領事館であるが、その一八七一年から一八七二年かけての職員についてふれておく。⁽⁷⁾

領事は、エイブル・アンソニー・ジェームズ・ガワー (Abel Anthony James Gower) である。副領事代理は、ジェームズ・ジョセフ・エンスリー (James Joseph Enslie) が一八七二年四月まで勤務し、五月からはハイラム・ショウ・ウィルキンソン (Hiram Shaw Wilkinson) が横浜から赴任してエンスリーと交代した。エンスリーは大阪の副領事代理を兼任していたが、これによって大阪の領事館業務に専念したようである。また、ジョン・カーリー・ホール (John Carey Hall) が通訳生として勤務していたが、領事館の重要な業務を任されていたようである。警察官は、最初コリンズ、一八七二年のある時点でマイルズにかわった。

つぎに、上記の領事館職員の経歴について、当時の住所録とイギリス外務省職員録⁽⁸⁾によって、若干ふれておきたい。

ガワ^⑨は、一八五六年五月二七日に外交官に任官し、一八五九年には補助官として江戸に勤務していた。一八六四年からは領事代理として長崎に勤務し、一八六五年五月二五日に函館の領事となった。一八六七年に再度長崎領事代理となり、一八六七年五月八日に兵庫大阪の領事に任命された。以後、一八七七年に退官して年金生活に入り、イタリ^⑩アで余生を過ごした。

エンスリー^⑩は、一八六一年三月一六日に外務省に入り、函館の領事館でオランダ語通訳官として日本での職務を開始した。函館で副領事代理を勤めた後、一八六九年に神戸に赴任した。一八七〇年に第一補助官となり、副領事代理を勤めた。一八七二年に一時大阪に転動するが、一八七三年から再び神戸で勤務につき、一八七五年副領事となった。一八七八年には第一補助官として横浜に転任した。一八七九年には、上級第一補助官兼バリスタとなる。一八八〇年には、横浜の領事代理兼神奈川日本法院の登録官代理兼検察官となる。一八八一年、神奈川日本法院裁判官補となる。一八八六年五月二〇日より長崎領事として転任、一八八八年から神戸領事となった。さらに、一八八九年に、横浜領事トループが不在につき横浜領事の職務を代行し、神奈川日本法院の裁判官補となった。一八九〇年から再度神戸領事となり、一八九六年にホールと交代するまで在任した。

ウィルキンソン^⑪は、一八六四年八月二六日に通訳生に任命され、同年八月二二日に、通訳生として江戸のイギリス公使館に着任した。一八六八年一月一日に、副会計官兼日本語通訳官に任命された。一八六八年四月一日に、横浜領事館の第一補助官となる。一八七二年に東京の公使館の第一補助官となるが、同年五月以前に副領事代理として神戸に赴任した。一八七三年には横浜領事館にもどり、一八七六年には、東京の公使館の一等書記官として領事代理を兼任し、また、横浜領事館の地方裁判所裁判官代理兼法務書記官代理となった。一八七七年四月一日には、新潟の副領

説 事、一八七八年横浜領事代理、一八八三年、上海高等法院のバリスタとなり、一八九五年には神奈川日本法院の裁判官代理、一八九九年、神奈川日本法院の裁判官となった。ウィルキンソンは、後に上海高等法院の主席判事となったが、彼の経歴をみると裁判関係の専門家であった事が分かる。

論

ホールは、一八六七年二月二四日に通訳生として任官し、江戸の公使館に勤務した。一八七二年一月一日に公使館の第二補助官となり、同年神戸に転動した。一八七三年に、横浜領事館に転動し、地方裁判所の登録官代理兼通訳官となる。一八七七年横浜領事館の第一補助官となる。一八八二年四月一日に、東京公使館の日本書記官補となる。一八八六年に、横浜の領事代理、一八九一年に長崎の領事代理、一八九二年函館の領事代理を歴任。一八九五年に横浜の領事職務を代行し、一八九六年エンスリーと交代して神戸領事となった。

四 領事裁判記録のなかの民事事件

ここでは、領事裁判記録のなかの民事事件を、明治初期の司法省民事統計年報の訴訟種別による分類を基に、(一) 人事事件 (二) 土地事件 (三) 金銭事件 (四) 船舶事件 (五) 物品事件 (六) 雑事の順に、内容上の検討を加えたい。

(一) 人事事件

一八七二年九月から一八七二年一月までに領事裁判記録に残されている人事事件は、一件のみである。それは、民事事件一覧の整理番号79の故ジョージ・ローズ・マッケンジー⁽¹⁾にかかわる遺言検認の一件である。

この件では、一八七二年九月一日に、故マッケンジーの遺言で遺言執行者に指定されたエドワード・チャールズ・

カービーの申し立てにより、遺言検認の手続きが取られ、副領事代理のウィルキンソンが申し立ての通り遺言を有効なもの認め、カービーを遺言執行者として指定したことを承認した。

故マッケンジーの遺言検認は、遺言そのものの有効性が争われなかったためか、記録としては数行の文書であって、一年あまりの間にあった唯一の例である。だが、イギリス人の場合遺言相続が常態とは言え、日本での領事裁判の記録に遺言検認がでてきたのは珍しく、また、日本での遺言相続があまりないことに照らしても、法文化の相違を示すものとしても貴重な記録である。

(二) 土地

整理番号78は、ジョセフ・コリンズ対M・エルマン（オーストリア人）の事件である。原告は、被告に対して借地権の売却によって得べかりし利益四六四ドルを支払えと請求した。事実関係は、一八七一年二月に、コリンズは、エルマンから借地権を購入し、その際エルマンは、その借地権が永代借地権であることを保証したのである。購入後、コリンズは、定められた期日までに三カ月分の借地料を日本人に支払った。そして、その借地権を売却しようとして、ある日本人に聞き合わせたところ、その借地権が五カ年の借地権であることが判明した。また家屋の修繕費についての紛争も生じた。それから、コリンズはエルマンを訴えるにいたった。

一八七二年二月二一日の裁判で、裁判所は、当該借地権について、英文の賃貸借証書には当該不動産が永久に保有されるべしと明記されているが、所有者の署名があるので唯一有効な証書である日本文の証書には五カ年の期間満了後には土地が返還されなければならないと定められている。被告から原告への領収書には、売却された借地権が永久

説
 的なものと同定されており、金額もそれに応じたものが支払われた、と認定する。そして、裁判所は、被告が期日より一四日以内に原告に永代借地権を与えるか、さもなければ必要な修繕費と一八七一年二月八日以来被告の所有にある金員を利息とともに原告に返済せよと命じた。

論

(三) 金銭事件

金銭事件は、①売代金②共同経営③損害賠償金④手形⑤金銭貸借⑥給料⑦手間代金⑧請負金⑨止宿料⑩飲食料⑪家賃⑫運送賃⑬地代⑭治療費⑮その他に分類して、この順で以下で検討していきたい。

①売代金

整理番号24は、G・ナツハティガール商会対J・マクルレイスの事件で、原告は、勘定残高六四ドル六六セントを被告が支払うことを請求した。一八七一年二月二八日の裁判で、被告は請求を認諾した。訴訟費用は被告の負担として、一八七二年一月一日に、請求された金額を支払うことが命ぜられた。

整理番号29は、T・ウォルシュ対ジョン・ヘンリー・ウイグナルの事件で、原告は、勘定残高九〇ドル五〇セントを被告が支払うことを請求した。一八七二年二月二日の裁判で、被告は請求内容を認諾したが、今は支払えないと言った。原告は、支払いを待つ意思があると表明した。訴訟費用は被告の負担とした。

整理番号30は、G・ナツハティガール商会対ジョン・ヘンリー・ウイグナルの事件で、原告は、勘定残高三二ドル七〇セントを被告が支払うことを請求した。被告は、請求の一部を認諾し、弁済の提供として一五ドルを裁判所に払い込んだ。一八七二年二月二日の裁判で、原告と被告が陳述したが、そこから判明することは、一八七〇年七月二〇

日頃、被告ウィグナルが原告ナツハティガールに対して購入した石炭の積み込みのためにはしけ一艘と沖仲仕二人の手配を依頼したこと、石炭は購入先のアランとの関係で実際には入手できなかったのではしけと沖仲仕は作業で使用されなかったこと、その結果、原告と被告の間で請負金の支払いについてもめており、原告が請求金額を二〇ドルとし、被告は、一五ドルしか払わないということになって、訴訟となったことである。裁判は、一八七二年二月六日まで延期となり、その間に、原被告方で自主的に示談となり、訴えは却下された。訴訟費用は被告の負担となった。整理番号36は、ジェームズ・ハーディ対ジョン・ヘンリー・ウィグナルの事件で、原告は、ボイラーチューブと定規とテスト栓と古真鍮の売却代金として三〇六ドル六〇セントを被告が支払うことを請求した。これに対して、ウィグナルは、一五〇ドル五五セントの相殺を主張した。

一八七二年三月一日と二日の法廷での当事者双方の陳述のなかで、以下のようなことが判明した。原告ハーディは、一八七一年六月ごろに、ハーディの代理人であるボイセイが一〇〇個のボイラーチューブをウィグナルに売却して、約束手形を受け取った。そして、その後ウィグナルはチューブを三四個使用したが、再三の原告の催促にもかかわらず、代金を支払わなかった。そこで、同年八月頃に、原告が残りのチューブを引き取り、残金はウィグナルが資金を得たときに支払うということに、原告被告は同意したのである。このような同意があったにもかかわらず原告が提訴するに至った事情については、一八七一年八月頃、原告の蒸気ランチの修理の問題と同年末の真鍮の取引とがある。蒸気ランチの修理代については、原告はウィグナルに利益を与えた見返りに無料であると考え、被告ウィグナルは有料であると考えていた。真鍮の取引については、それらを試験的に使用して使用するならば真鍮としての代金を受け取るという事であった。いずれにしても、原告ハーディの証言は、あいまいで、問題となっている事項に

ついで書証によるしつかりした裏付けに乏しい。例えば原告は真贋の額に関する証拠を提出することはできなかった。こうした法廷での証言を踏まえて、一八七二年三月二日に、裁判所は、被告ウィグナルの帳簿によって事実関係を確定した。この結果、被告は、原告に対してチューブ三四個分と真贋について一七五ドル四〇セントと約束手形の日付からの利息およびその他の若干の経費を支払えと命令した。訴訟費用は、原告被告で折半とした。訴訟費用は一ドルである。

整理番号44は、仲裁手続きの経過を初めから終わりまで示すものとして貴重なものである。この事件は、G・ドモニイ商会の名のもとで商売に従事するG・ドモニイとアルフレッド・プラマ対ジェームズ・ハーディの事件であつて、原告は、商品の代金六六ドルを被告が支払うことを請求した。

一八七二年六月三日にこの件に関する裁判が行われ、原告側は代理人のクラッチレイが出廷し、被告は本人が出廷した。被告は、代金を既に支払つたと陳述したが、裁判の経過のなかでこの事件は、領事館の職員ジョン・カーリー・ホールの仲裁に委ねることに当事者は同意した。裁判所は、ジョン・カーリー・ホールの裁定が拘束力をもち、裁判所の命令となると宣告した。第一回の裁判から二四日後の六月二七日にホールの仲裁裁定が出て原告の当初の請求を認めたが、これを被告は履行しなかった。そこで、七月二七日に裁判が開催され、ドモニイとプラマは、ホールの裁定を実行せよと言う命令が出されることを申し立てた。被告が出廷して、裁定を実行せよという命令が作成されてはならないという十分な理由を示さなかった。そこで、裁判所は、七月二七日から六日以内に被告が原告に対して裁定通り六六ドルと訴訟費用六ドルとを支払うように命令した。この命令は実行されなかったので、被告ハーディは、一八六五年の枢密院令と一八六九年の債務者法によって発行された召喚状によって、九月一日に開催された法廷に出

延し、裁定を実行せよと言う命令が出た七月二十七日以来被告が所有する財産について宣誓して証言した。被告は、当法廷で裁判開始後の訴訟費用六ドルと六六ドルとを支払った。さらに本日(九月一日)午後三時以前に残りの訴訟費用六ドルを支払うことを約束した。そこで審理が午後三時まで延期され、午後三時に被告は出廷して残金六ドルを支払った。その結果それ以上の訴訟手続きは中止されることになった。

整理番号46は、くま対ジョン・ヘンリー・ウイグナルの事件で、原告は石炭五トンの代金三〇両を被告が支払うことを請求した。この事件は別に内容は紹介されているので⁽¹³⁾ここでは特徴だけをふれておく。この事件の特徴は、第一に、原告が日本人であること、第二に、裁判の途中で原告の名前が変わったこと、第三に被告ウイグナルが偽証の罪を犯していると断ぜられ、裁判所が偽証罪についての刑罰権の行使を留保したことである。

整理番号53は、ウォー・チョン対ベンジャミン・ジェニングズの事件で、原告は勘定残高二〇ドルを被告が支払うことを請求した。一八七二年八月三日の裁判で、被告は債務を認諾した。そこで、裁判所は、被告に対して二〇ドルの支払いを命じたが、被告が零落していることを考慮して、債務の分割払を認めた。分割払の方法は、八月三十一日・九月三〇日・一〇月三十一日・十一月三〇日に、各々五ドルずつを支払うものである。また、被告の訴訟費用は免除された。

整理番号65は、ネリング・ボーゲル対ジョン・ヘンリー・ウイグナルの事件で、原告は八三ドルの勘定を被告が支払うことを請求した。一八七二年一〇月七日の裁判で、被告は、請求額から一五ドル減じた金額を認諾して、差額の六八ドルと訴訟費用三ドルとを裁判所に供託した。原告は出廷しなかったので残余の一五ドルについての訴えが却下された。

整理番号75は、チャイナ&ジャパン貿易商会对アレイン・ケネディの事件で、原告は商品代金二四ドル八八セントを被告が支払うことを請求した。訴訟規則によれば、共同経営の当事者の訴えは個人名によって、会社名で行ってほならないとしているが、この事件に関しては、裁判記録では会社名の訴訟となっている。さて、一八七二年一月一日の裁判で、被告は欠席した。そこで、ウィリアム・ウェスデル・ホルタムは、召喚状の写しを被告であるケネディの自宅に被告自身に送達したことを宣誓して証言した。証人の陳述の後、裁判所は、被告が裁判の当日より一月以内に、訴訟費用四ドルとあわせて二四ドル八八セントを支払えと命令した。

②共同経営

整理番号25は、ジェームズ・ハーディ対マーク・ボイセイの事件で、共同経営の解消にともなう財産関係の清算を目的としている。この訴訟では、被告のボイセイも原告に対して請求したので、それが裁判所に認められてこの訴訟は交互訴訟となった。

ハーディとボイセイの共同経営は、一八七〇年一月に両者が三〇〇〇ドルずつを払い込むことで始まったが、すぐ後で買弁の権利を共同で購入することになった。そして、一八七一年一月にこの買弁の権利をドモニイに売却することになり、その後で、この売却益の評価をめぐる原告と被告はいさかいを起こし、それがきっかけで共同経営を解消するための司法的救済を裁判所に申し立てることになった。この訴訟での主要な問題は、共同経営の財産関係を整理・確定して、ドモニイに共同経営財産を譲渡すること。居留地のいわゆる境界通りにおいて、共同経営の事務所となっていたが、もともとはボイセイの所有である建物の権利関係の確定、ハーディが共同経営の開始にあたって出資金とは別個にボイセイに渡したという二三〇〇ドルの請求の是非、さらにその他の細かい事柄などであった。

一八七二年一月二五日から開始され、四月四日まで八回にわたって審理がもたれた。そのなかで明らかになったことであるが、この訴訟の最大の特徴は、二月三日の事実認定で述べられているように、原告と被告の両者ともに帳簿類などの証拠となる資料の管理がずさんであることによって事実関係の確定が極めて困難になっていることであった。すなわち、原告の場合には、四月四日の証言で自ら「私は、有効な書類を沢山失ったが、二三〇〇ドルに対する領収書は、私が保管している記録のひとつである。私は、台風之夜、私の持ち物の幾つかをなくした」と語るように、また、被告の場合には、現金出納帳の記帳において共同経営の勘定と被告個人の勘定を区別せずに記載していたこと、残高が正確ではないことを、被告自身が二月一二日の証言で認めている。また、原告が共同経営の管理を被告にもっぱら任せていたことも明らかとなった。また、原告が証拠提出をためらったり、被告がドモニと共同経営の提携をしているとのべてから、すぐ後でそれを否定したりすることがあった。

以上のような状況であるから、裁判は、二つの段階に別れることになった。まず、裁判所は、二月一三日までの審理をふまえて前述のように証拠調べを全般的に進めて解決をはかろうとすると相当の時間がかかり当事者双方の利益に悪影響を与えるので、二月二三日に一部の問題について決定を下した。すなわち、被告によるG・ドモニへの譲渡の有効性を認め、ハーデイとボイセイの共同経営の解消と、原告が占拠している境界通りの建物からただちに退去することを命じた。また、手元にある「残金」とそれぞれの債務者から回収された金員とは自由に処分されるべしと命じた。さらに、共同経営財産であるブラッソンの家具に対する抵当権、屠殺場、ランチ、倉庫の醸造所の物品、境界通りの建物の家具、クロス・ブラックウィル商会の送り荷、その他の共同経営財産を裁判所を通じて競売処分にして換金するように命じた。原告によって提出された計算書のなかの項目のうち、蒸気ランチの運送賃と保険料六八

説

ドル、蒸気ランチにあった一五ドル、ゴムパッキングなどは原告の私物であるとして却下した。一〇〇個のボーラーチューブ五二五ドルは、利益であるとした。さらに、現金二三〇〇ドルと賃貸借締結のために支払われた現金五〇ドルは、帳簿が適切に作成され、裁判所によって調査されるまで決定が延期された。

論

決定が延期された部分については、三月二八日と四月四日の審理によって決定が下された。二三〇〇ドルについて、原告は、書類を沢山紛失したにもかかわらず、「偶然見つけた」領収書を証拠として提出し、一八七〇年一二月に被告に払ったと主張した。被告は、この領収書を渡したときに原告と口論していたので興奮して一八七一年と書くところを一八七〇年と誤って書いてしまったと主張し、原告が提出した領収書がそっくり写っている吸い取り紙を証拠として提出した。裁判所は、裁判所が任命した会計士であるヘアハウゼンの帳簿類の調査をもとに、一八七一年一二月一〇日前後には帳簿類の記帳に被告ボイセイはすべて赤インクを使用しており、問題の領収書も吸い取り紙も赤インクで書かれていたこと、原告の証人マーデンの証言が金額の点で原告の主張と食い違っており信用できないとして、被告の主張を取り入れ、原告の請求を却下した。また、その他の係争中のすべての問題は、会計士によって公表されるときに帳簿上示される残高に従って清算されるべしと命じた。訴訟費用は七〇ドルで原告の負担とした。また、会計士の手数料二〇〇ドルは、原告と被告の双方で負担すべしとした。補佐人二名は、この決定に同意した。

整理番号26は、トマス・ホスフォードとC・H・テイバーの両名は、共同経営に関する問題で司法的救済を求めた。ホスフォードとテイバーとは、一八七一年五月一〇日の口頭の合意にもとづき給水船とはしけの事業を行うことになった。その後、各自の個人的事業と共同経営との会計上の問題、はしけの喪失による損失、装置がないために給水船の事業によって得べかりし利益の喪失などがあった。この事件でも、帳簿の管理と帳簿によって損失を計算する問題が

あった。一八七二年二月一五日の審理で、二二日に両当事者が計算書をもってくることになり、それまで裁判は延期となった。そして、二一日当日、原告が出廷して申請が撤回されたと陳述し、その後被告も訴訟の撤回に同意したことを通告したので訴訟は終了した。訴訟費用は、原告と被告の折半となった。

整理番号28と54は同一の事件であって、ジョン・ウィリアム・ハート対エドワード・チャールズ・カービイの事件である。ハートとカービイは、一八六九年九月一〇日付の相互の手紙によって、蒸気船の建造と販売に関して利益と損失を平等に分配すること、さらに原告が蒸気船の設計図面を提供するが、仕事が成立した場合仕事の経費の5%の報酬を原告が受け取る、という内容で合意し、以後共同経営を行ってきた。

ハートとカービイの間で、二隻の蒸気船の建造をめぐって共同経営の経理内容について争いとなり、この問題を副領事代理エンスリーの仲裁裁定に委ねることになった。一八七一年一月九日に仲裁人エンスリーの裁定が出たが、共同経営の収益計算と利益の計算を主な内容とするものであった。整理番号28は、ハートが、エンスリーの仲裁裁定を裁判所の命令とするように訴えたものであった。これについては、上述のようにエンスリー自身が証言台に立ち仲裁の経過について詳細に述べたのである。カービイの代理人ハンターは、利益計算は仲裁契約の範囲を超えていると主張したが、エンスリーは利益の問題も含まれていたと反論した。ただし、エンスリーは、ハートが共同経営で利益を折半する権利をもっているとは言わなかったと陳述した。いずれにしても、一八七二年一月三〇日に、裁判所は、裁定のためのすべての計算書が当事者双方によって提出されてはいないので、裁定は有効であるが、裁判所の命令とみなすことはできないとした。

整理番号54の事件は、この裁判所の判断にもとづきその後さまざまに手を打ったうえで解決を見なかったので、ハー

トが、エドワード・ヘイズリット・ハンターとカービィを相手取って起こした訴訟である。ハートは、ハンターをカー

論

ビィの経営上の代理人とみなして被告としたのである。原告ハートは、一月三〇日の裁判所の仲裁裁定に関する判断によって、ハートが利害関係をもっていると主張する一定の投機についての利益の計算書を被告が引き渡すことを請求した。一八七二年九月二日の裁判で、ハンターがカービィの共同経営上の代理関係にある共同経営者ではなくて、単なる代理人に過ぎないということが判明し、ハンターは被告の名前から削除されたのである。この結果この訴訟は、ハート対カービィの訴訟となった訳で、整理番号28と整理番号54の訴訟は、同一の事件なのである。

一八七二年九月二日以後の裁判の経過は、別に紹介されているので、判決についてふれて置きたい。九月四日に裁判所はつぎの判決を下した。すなわち、被告は、原告に仕事の費用の5%と利益の半分を支払え。利益の計算のために当事者全員が九月七日に出頭せよ。九月七日に、利益が四〇〇〇ドル、仕事の費用の5%が六五〇ドル、利益から六五〇ドルを控除すると三三五〇ドルとなり、その半額が、一六七五ドルとなり、被告が原告に支払うべき金額は、二二二五ドルと訴訟費用六四ドル六三セントであることが裁判所によって認定された。カービィは、九月四日の判決に対して高等法院に対する上訴の許可を求め、裁判所の条件を満たしたので九月二〇日に上訴が許可された。そして、九月七日の支払い命令は留保された。

整理番号38は、ライザー・ゲッティンガー対バーナード・カウンの事件で、原告は、被告が岩崎藩に貸与した金銭の利息分四五ドルを支払うことを請求した。ゲッティンガーとカウンは、共同経営を営んでいたが一八七一年八月一日にこれを解消した。共同経営の解消にともなう清算のなかでこの問題が生じた。一八七二年一〇月二二日に、この件の審理があり、原告が計算書と共同経営解消の文書を提出して経過を陳述した。翌日の八月二三日に延期された審

理では、両当事者の合意にもとづき、裁判所は、金額を二〇ドルとし、これを被告は原告に支払えと言う判決を下した。

整理番号52は、エドワード・ヘイズリット・ハンター対ジョン・ウィリアム・ハートの事件である。原告ハンターは、共同経営の提携者である被告に対して、アダ号とジェームズ・ペイトン号の鉄投機の利益のうち原告の取り分の残金一八三ドル五九セントを支払えと請求した。被告ハートは、原告の請求額のうち五三五ドルについて認諾し、弁済の提供として五三五ドルを裁判所に持参して払い込み、アダ号とジェームズ・ペイトン号による鉄投機についての共同経営の提携を否認した。裁判官には、ウィルキンソンがなり、請求金額が一五〇〇ドルを越えるのでジョン・カトー・エイブルとライル・ホウムとが補佐人に任命された。

被告の答弁により原告と被告の間の争点は以下の四点となった。①原告はアダ号の船荷について共同経営者であったのかどうか。②原告はジェームズ・ペイトン号による船荷について共同経営者であったのかどうか。③原告がアダ号による船荷の利益に預かる権利を得たのであれば、彼は、以後の行為によってその権利を喪失したか。④ジェームズ・ペイトン号による船荷についても右と同様であるのか。

一八七二年八月七日に審理が開始されたが、原告の提出した証拠と証言および被告の計算書によって、以下のような事実が確認された。原告ハンターと被告ハートは、一八六九年初頭に鉄投機の共同経営を開始し、損益を折半することに合意した。そして、鉄の船荷は、ハンターが支配人をしていてE・C・カービー商会に販売を委託し、総売上高の一〇％を同商会が受け取ることにした。また、商品である鉄の代金は、鉄を積載した船が到着したときに銀行に預け入れて支払うことになっていた。共同経営で取り扱った船荷としてはコルセア号とパーミニオ号とアダ号とジェー

ムズ・ペイトン号があるが、問題となっているのはアダ号とジェームズ・ペイトン号の船荷であること。また、アダ号の船荷については、一八七〇年二月二日に、被告は、原告から一〇〇〇ドルを受け取り、翌日アダ号の船荷の船積み書類の回収のために二〇七五ドル二四セントを銀行に払い込んだ。また、ジェームズ・ペイトン号については、一八七一年二月一日に、被告は、原告から四二八ドル一八セントを受け取り、同日船荷について八五六ドル三五セントまたはこの倍の金額を銀行に支払ったのである。また、被告は裁判所に提出した計算書で、一八七一年一月三日に四八三ドルを、三月八日に五〇〇ドルを与えたこと、およびアダ号とジェームズ・ペイトン号の利益が合計二五九二ドル一七セントであると認めている。

右のような事実からみると、一八七一年三月八日の時点まで、ハンターとハートの共同経営は合意にもとづいて正常に運営されていたのである。では何がこの段階で生じたのか。実は、前掲の整理番号28のハートとカービィの間の紛争が生じていたのである。先に見たように、ハートとカービィの共同経営に関して利益分配について紛争が発生し、副領事代理エンスリーの仲裁に委ねられたのであるが、原告ハンターは、この事件でカービィ商会の支配人として訴訟代理人として弁論活動を行うようになったのである。ここにおいて、ハートは、ハンターがカービィと利害関係を共有するものとみなし、ハートとハンターの共同経営にかかわる利益の分配を停止したのであった。そして、ハートは、ハンターがカービィ商会の代理人として弁論したのであるから、結果として問題の投機における提携者としての彼の地位と矛盾する立場をとるにことになったとして、アダ号とジェームズ・ペイトン号の船荷については、ハンターとの提携を否認して残余の支払いを拒否したのである。

補佐人と裁判官による原告に対する尋問があり、ハートとハンターの共同経営の性格や金銭関係の事実について証

言があった。E・C・カービー商会の簿記係ウォルター・ジョン・スチーブンスが証言台に立ち、ハンターがカービー商会の使用人に過ぎないと証言した。また、ハートは前述の計算書を提出した。これらをふまえて、八月八日に、裁判所は、以下のような判断を下した。まず、上記の争点①②について、原告と被告の共同経営者としての提携関係については、当事者間の提携に関する手紙や被告の計算書から、提携の事実を認めた。さらに、争点③④について、「被告が原告と最初に合意したときには、原告はカービー商会の使用人だったのであって、カービー商会が鉄の販売にあずかるべきだと明記したのである。したがって、被告は、原告がカービー商会に対して負っている義務に先んずることを期待することができなかった」とした。そして、二隻の船の利益について、総利益を二四九三ドル七〇セントとして、その半分一二四六ドル八五セントについて原告が権利をもっているとした。そして、原告は、被告によって認諾された四四五ドル一八セントについても権利をもっており、総計で一六九二ドル三セントとなる。この金額は、被告によって裁判所に払い込まれた金額を越えている。以上の判断に立って、裁判所は、被告が、原告に対して一六九二ドル三セントと、訴訟費用六六ドル一九セントを支払えと命令した。補佐人二名はこの判決に同意した。

③ 損害賠償金

整理番号2は、長尾茂平その他対ジョン・ヘンリー・ウィグナルの事件で、原告は、蒸気船のエンジンの引き渡しが遅延したとして、七八五ドルを代金から割り引き、被告に対して支払う残金を四〇ドルとするように請求した。この訴訟は、一八七一年八月一〇日に判決が出されているが、日本政府の要請により再審となったのである。この裁判で、日本政府の代理人として齊藤多吉少属と鈴木が出廷した。また、被告の訴訟代理人のクラッチレイは、七月二二日から一日につき二二ドルの相殺を主張した。また、クラッチレイは、初審での証言が記録として留められていると

主張し、齊藤は、追加の証言を提出する権利を留保して同意した。

一八七二年一〇月四日と二五日に審理が開催され、そこで、原告と被告の間で確認されている事実は、以下の通りである。一八六九年七月一二日に、六〇日の履行期間でエンジンを引き渡す契約が、原告と被告の間で締結された。

しかし、五〇日が経過してもエンジンが完成しなかったため、九月三日に一〇月一二日までに完成させる新しい契約を締結した。エンジンを取り付ける船そのものは、エンジンの完成が遅れているから港に係留しつづけるのが危険であるという理由で少なくとも九月まで兵庫に回航されなかった。エンジンが取り付けられて蒸気船が完成して最初の試験航海が行われたのが、一八七〇年四月二六日であった。この試験航海では、エンジンの調子が悪かったようである。なお、エンジンの管には契約で明記された材料が使用されていなかった。

当事者の間で争いとなったのは以下のような事情による。試験航海に先立つ四月二四日に、エンジンの代金の支払いをめぐって原告と被告の間でもめることになった。原告は、エンジンの完成が遅れて引き渡しが遅延したので、遅延賠償のため代金を減額することを要求し、被告側は、残金の支払いがなければ船の引き渡しができないと主張した。原告によると、四月二六日の試験航海の後四月二八日に船の調子を再度見ようと、ウィグナルに無断でエンジンに点火したところを監視人に発見されたのである。被告側は、この原告のこの行為を船を盗むためにやったと主張する。また、被告は、船の所有権を原告とは別の人に移転したと主張している。被告側証人は、原告が遅延賠償について話題にしたことはなかったと証言した。

一八七二年一〇月二六日に判決が言い渡された。審理の結果、裁判所は、契約で明記された期間内に契約による作業を被告が完成させることができないのであるから、船の到着を延期せしめたという長尾茂平の言明は、被告が契約

違反を犯そうとした意図を立証する証拠がないから承認できない。他方、蒸気船の本体の兵庫への回航の遅延が、エンジンなどの船体への取り付けの遅延の直接の原因である。エンジンの管に合金が使用されていないのは確認できると判断した。このように判断して、裁判所は、八月一〇日の判決を確認し、契約により支払われるべき残金の裁判所への払い込みと同時に、当該蒸気船は原告に引き渡せ。また、被告は、エンジンの管を契約上のものと取り替え、作業完了まで五〇〇ドルを裁判所に寄託せよと判決した。

整理番号20と21は、原告が異なるが被告は同一で同様な性格の事件である。原告は、整理番号20がジョン・ウィリアム・ハートで、整理番号21がヒュー・ウィリアム・ハートである。被告は、両者ともジョン・ヘンリー・ウィグナルである。原告は、被告に対してドルと金札との為替取引によって生じた損失と利子を支払うように要求した。

整理番号21のハート対ウィグナルの事件に対して先に決定が下された。一八七一年二月二〇日に裁判が開かれたが、原告ハートの代理人O・ヘアハウゼンが証言した。それによれば、一八七一年一月二〇日に、被告は、スナップ号という船の抵当証書を破棄するために原告に二〇二五ドル一九セントを支払うことを約束して、この支払いを一〇〇ドルにつき三六三%の交換比率で金札で行い、為替相場上の損失は被告が負担することになった。そこで、原告ハートは、ハートとともに金札を売りに行ったけれども、三六六%の相場でしか交換できなかった。このことを原告がウィグナルに連絡すると損失の補てんを口頭で保証したが、結局この約束を履行できず、そうこうするうちにますます為替相場が悪化し、一月二二日には中国人両替商の提示する三七八%で二〇二五ドル一七セントを受け取ることになってしまったのである。

この日の審理の結果、即日裁判所はつぎの決定を下した。裁判所は、金札の支払いが一〇〇ドルにつき三六三%で

あること、原告は為替相場が妥当でないことを発見すると直ちに被告と連絡を取ったこと。被告側の損失を保証するという言質と、被告側の撤回の遅延によって、原告は為替相場の変動による損失を被った、と事実を認定した。これにもとづき、裁判所は、被告が、原告に対して当初の条件の為替相場と中国人両替商の為替相場との間の差額と、最初の支払い日から当該差額につき一カ月一%の利息とを支払えと命じた。訴訟費用は被告の負担とした。

ハート対ウィグナルの事件の裁判は、一八七二年二月二日にもたれた。ウィグナルはこの件で虚偽の証言を行ったが、当事者による簡単な話し合いの結果、両者は、裁判所に本件がハート対ウィグナルの事件と全く類似しているので、同一の事実認定をなし、判決を下してほしいと要請した。裁判所はこの要請にもとづきこの事件を処理した。

整理番号39は、ルイス・ジョセフズ対エブリン・ピーコック（ロタール号の船長）の事件である。原告は、被告に対してロタール号に船積みされていたが引き渡されなかった鉄道用グリースの価値が損なわれたことについて損害賠償を請求した。

一八七二年四月一日に審理が実施された。原告によると、問題となっているグリースは木挽台に使用されるものであるが、被告ピーコックが船長であるロタール号で神戸まで輸送されてきた。船荷の受取の際に、原告ジョセフズは、グリースを入れた樽の幾つかが不良状態にあることを発見した。その一つは、船積み当初の商標付きの樽ではなく、肉用の樽に移しかえられていた。そこで、重量と内容の両面からグリースが損害を被ったと主張した。原告の主張に対して被告は、もともとの荷造りが不適切であったので損害が生じた。そのため、グリースの一部は別の樽に入れ替え、また、その他の不良の樽は補修した。そして、重量の損失について損害を賠償することを被告に申し入れた。これは、被告が重量の不足と中身の損害に対して損害賠償すると申し入れたのに原告が受け入れなかったからで

あると主張した。原告・被告ともに、 그리스油を入れた樽と 그리스油そのものの損害に関する鑑定を実施することについては意見が合わなかったようである。

裁判所は、審理の結果、原告ジョセフズにインボイスの提出を要望し、別に調査することを命じて、翌日まで審理を延期した。四月一六日の審理で、調査にあたったエドワード・バーンス船長とトロチックが、 그리스樽の船積み
の状況、樽そのものの状態、 그리스そのものの状態について、それらは、まったく良好であると証言した。

この事件については、これ以上の裁判の記録がない。事情はよく分からないが、当事者の間で話し合いが進展し、解決したのではないかと考えられる。

整理番号41は、日本政府鉄道寮と電信寮対ボウマン・トンプソンの事件である。被告トンプソンは、日本政府の鉄道寮と電信寮に雇用されているお雇い英国人である。鉄道寮と電信寮は被告トンプソンが欠勤して契約上の義務を履行しなかつたので損害賠償を請求した。一八七二年五月三日に審理があり、被告は日本政府との契約の有効性と欠勤した事実を認めたので、裁判所は、二日分の賃金と同一の罰金を被告に課し、また、被告の賃金から控除して日本の鉄道寮に支払われる賃金の比率は、一日につき三ドル九四セントで四日分の一五ドル七六セントであるとした。さらに、法廷侮辱罪で罰金を課したのである。

整理番号67は、シュート・シヨイター商会の名称で貿易に従事しているヤン・シュート二世、ヘンドリック・アダムズ・シヨイター、ヤン・グリーンウート対ロバート・エディス・ハリス（ホワイトアダー号の船長）の事件である。原告は、被告に対してホワイトアダー号から引き渡された鉄の不足分一四五七ドルを支払えと請求した。被告は、裁判所に不足した鉄棒三二束分の代価六九ドル八八セントを払い込み、その他の請求を否認した。原告側の裁判での代

説 表はグリーンウートである。一八七二年一〇月一日の審理で、ホワイトアダー号から原告が釘用の鉄棒九八八束を

受け取り、一〇二〇束についての船荷証券について受取を与えたこと、三二束が不足していたことが事実として確認された。

論

こうした事実を立て、原告は、ホワイトアダー号の周旋人であるルナン・ポラノ商会との協定によりかれらの分もあわせて引き取ったから、引き取った内の三五六束のみが原告のものであると主張した。これに対して、被告は、ルナン・ポラノ商会に問題の協定を作成する権限を与えなかったこと、九八八束の鉄棒が原告の所有物であると信じて引き渡し、また、原告とルナン・ポラノ商会との協定の存在を知らなかったと主張した。その後、ルードビック・ポラノと荷受け作業をしたソーレン・トムセン（港湾労働者）と原告と被告が証言台にたったが、鉄棒につけられた印が残っていたかどうかなどの応酬があった。裁判所は、訴えを却下し、被告が裁判所に払い込んだ六九ドル八八セントは、訴訟費用四〇ドル九五セントを控除してから原告に支払われるべしと命じた。

整理番号68は、J・ハートレー商会として貿易に従事するジョン・ハートレー、チャールズ・R・ハートレー、ジョン・ヘンソン対ロバート・エディス・ハリス（ホワイトアダー号の船長）の事件である。原告は、被告に対してホワイトアダー号の輸送が遅れたために生じた商品の市場価格の低落による損害七四ドルを賠償せよと請求した。審理は一八七二年一〇月一日に開催されたが、原告を代表してジョン・ヘンソンが、被告は本人が出廷した。また、この事件は、当事者の主張や立証が理路整然としていて、薬剤師や船長や海運の周旋人などのこの種類の事件についての専門的知識をもっているものが証言して当時の船舶の輸送の実態が明らかに示されており、領事裁判記録のなかでも興味深い事件である。

被告ハリスが船長をしている英国船ホワイトアダー号は、七月一五日に横浜に到着し、九月一三日に横浜を離れ、一六日に兵庫に到着した。ホワイトアダー号は、横浜に六〇日間いたわけであるが、その内訳は、悪天候で一〇日間、日曜日で九日間、そして作業のために四一日間が費やされた。原告のヘンソンたちの船荷は、医療用の重炭酸ソーダと重炭酸マグネシウムであった。神戸の薬剤師である証人アレキサンダー・キャメロン・シムが証言しているように、これらのソーダ類は、五〇八月に売るのであって、九月の初から値段が下がり始め、九月中旬にこの商品が到着しても翌年のシーズンまで在庫のままであろう商品であった。

原告の請求の根拠は、ホワイトアダー号の横浜停泊期間が六〇日間であったのは多すぎるといふことである。原告によれば、ホワイトアダー号の場合横浜で積み荷の荷揚げに要する合理的日数は三〇日である。そして、横浜発行の新聞の船舶の出入りに関する記事を引用して、幾つかの船の名前をあげてそれらの船の作業時間と比較して、ホワイトアダー号の相対的な遅れを指摘している。横浜が自由港であつて、しばしば船が悪天候で積み荷の作業が遅れるとしてもホワイトアダー号が要した時間が長すぎるといふのである。ウィリアム・ジョージ・サンズ、リュウイン・ジョセフ、ウィリアム・ジョージ・ジョンソンらの商人が、もしある船舶が積み荷を積み込むことを知っているならば荷物の輸送を依頼しないなどと原告に有利な証言をした。

被告のハリス船長とジョン・ロビンソン一等航海士が証言して、ホワイトアダー号が喫水の深い不安定な船であること、横浜で荷揚げをしたために船の安定を増すために底荷を積み込み、また、大きな重い機械などを陸揚げしたために特別な作業を要したこと、積み込み荷物が積み出し荷物の作業を妨害しなかつたこと、ロンドンから横浜まで他の船よりも短時間（約一一五日）でやってきたことなどを証言して、損害の存在と被告の過失を否認した。アルブエ

ラ号の船長ウィリアム・ヘンリー・トーマスは、ホワイトアダー号がロンドンから横浜まで相当早く着いたこと、横浜で作業能率や作業量が他の船よりも優れていること、また、この船が不安定な船であることなどを証言で指摘した。運送周旋人のルードビック・ポラノは、過去二年間の日本での海運業の経験からホワイトアダー号には過失がないことを具体的に証言した。

以上の審理の結果、裁判所は以下の判決を下した。すなわち、原告によるとホワイトアダー号が横浜で積み込む権限を与えられていない積み荷を積み込んだと主張するが、証言から遅延がなかったと確信し、レイン対ビルおよびコーマック対グラッドストーンの諸判決が、遅延がない場合には貨物の積み込みは船主に責任を負わせないと判決した。したがって、被告が貨物の積み込み行為によって生じた遅延という推定事実に対して反証をあげた。それゆえ、訴訟費用を除き訴えを却下する。原告が支払うべき手数料は三ドルである。

④金銭貸借

整理番号55は、ジョセフ・ハドソン・マクレガー対ジョン・ヘンリー・ウイグナルの事件である。原告は、被告に対して七月三〇日付の八月一〇日払の約束手形について一六〇ドルを、また六月六日付の借用書の二〇ドルの支払いを請求する。一八七二年八月二二日の裁判で、被告は、一六〇ドルの請求を認諾したが、二〇ドルの借用書については約束手形に含まれていると主張した。また、被告ウイグナルは、原告に対するH・W・テイバーの債務の保証人であると主張した。この日の判決で、一八七二年八月二三日に、被告が一六〇ドルと訴訟費用四ドルとを裁判所に払い込むことによって、二〇ドルの訴訟について抗弁することができると命じた。八月三〇日に約束手形の件についてだけ裁判があり、裁判所は、被告が約束手形一六〇ドルの請求を認諾したので、原告の申し立てにより、本日より七

日以内に被告が一六〇ドルと訴訟費用五ドルとを支払えと命じた。二〇ドルの件については、九月五日に当事者双方が出廷して訴を撤回した。

整理番号66は、ヘンリー・レイネル対ホールとホルツの代理人としてのエドワード・チャールズ・カービィの事件である。これは投資にかかわって生じた四〇〇〇ドルの融資をめぐる事件である。この事件の記録では、まず訴答をめぐる手続きが進行した。原告レイネルの訴状は、一八七二年一月五日にE・C・カービィに送達されたが、この訴状に対する答弁書は二日以内に提出されなければならなかった。しかし、一月一七日に、カービィは、被告の訴訟代理人として裁判所に対して一月一六日まで答弁を延期することを申請した。裁判所はカービィの申請により、答弁延期について審理するために一月一八日に裁判所に原告が出頭することを命じる召喚状を発行した。一月一八日の審理で、原告は一月一六日まで答弁を延期することに反対した。結局、両当事者の合意により一月九日まで答弁期間を延期することが命じられた。答弁書は遅れて一月二日に提出されたが、カービィは、その後、応訴状を取り下げることが裁判所に上申した。この件についての審理が一月二三日にもたれた。原告レイネルは、上海のホールとホルツの共同経営者であるグレイを通じてフランス人ガンドベールに四〇〇〇ドルを融資したのであるが、この借金が焦げ付き、グレイが今は神戸にいないので、グレイの共同経営者であるホールとホルツの共同経営者であるカービィを訴えたのである。これに対して、カービィは、ホールとホルツの共同経営者であることは認めしたが、グレイとの関係を否認し、さらに、上海高等法院の訴訟規則第三八条をたてにして、応訴状を取り下げ、原告の訴状そのものが送付されていない状態に戻そうとした。訴訟規則第三八条をたてにするとは、共同経営関係にある代理人が本人不在の間の訴訟で本人に不利な行為を働くことを防ぐことを禁じているが、今回の件はこの条項にまさに相当す

るといのである。カービィのこの主張に対して、裁判所は、まず、原告レイネルの訴状には、被告がホールとホルツと指定され、その結びで、「この訴状の被告は、上記で指定されたホールとホルツの代理人であるE・C・カービィ商会の名のもとに商売を営む兵庫のエドワード・チャールズ・カービィである」と書かれており、その訴状の送達をカービィは既に受け、それに対して応訴状を出していること、また、高等法院の訴訟規則第三八条の趣旨をのべて、ホールとホルツ自身が訴の提起を知っており、今回の件はこれに該当しないし、一八六六年の公使が制定した条例は、債務者が管轄内を転々として債権者の訴訟追行を不可能とすることを妨げるためのものであるから、このことにも今回の件は該当しないとして、被告の上申を却下した。この件については、カービィは上訴することを上申したので、一月二六日に手数料と訴訟費用の保証として二〇〇ドルを寄託して認められた。一月二六日と二七日に、本裁判が開廷された。ここから補佐人が記録に登場する。デービッド・アレキサンダー・ジョン・クロンビーとウィリアム・グレゴリー・サンズの二名である。原告は本人が出廷し、被告は、訴訟代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターが出廷した。二六日の裁判の最初に、原告は、訴状の冒頭を「ホールとホルツ」に替えて、「ホールとホルツの代理人としてのエドワード・チャールズ・カービィ」と修正するように申請し、被告は異議を唱えたが却下され、申請通り訴状は修正された。さらに、当事者の合意により、訴状は、「会社の共同経営者がエドワード・ホールとアンドリュー・ホルツとである」という文言を追加することによって修正された。

二日間の審理で明らかになったのはつぎのような事情であった。まず、原告のレイネルは、一八七一年五月頃、グレイを通じてガンドベールに四〇〇〇ドルを貸し付けたこと、グレイはガンドベールから十分な担保を取っていないかったこと、レイネルは船長をやっているので神戸を離れることが多く、基本的にグレイに貸し付けについては任せてい

たことである。また、ガンドベールの方は、ホテル・ド・コロニーなどを経営しているが、次第に負債が累積して、一八七一年一〇月一二日に債権者の第一回会合が開かれたこと、一八七二年五月にフランス領事の監督のもとにある委員会（三人の委員で構成）が調査した結果、ガンドベールのホテルの経営だけはうまく行っているので、優秀な管理と節約と営業が順調であれば、ガンドベールは全債務を完済できるだろうということであった。また、委員会は、ある金額が月毎に債権者の間で分配されるのではなくて、剰余金がある場合にのみ債権者に分配することを意図していた。その後いつの時点が分からないが、ガンドベールは破産し、被告側が貸し付け金の担保であると主張する建物が破産管財人であるルグランによって売却され、被告側は抗議したようである。

裁判での問題は、被告側が、特にグレイがガンドベールの財政状態をどのように正確に把握していたか、また、十分な担保を取っていたかである。前者の点については、原告側の証人である貸金業をやっているアマサ・スタンディッシュ・フォーブズは、原告とグレイの間でガンドベールに貸し付ける話があった一八七一年五月段階で、ガンドベールを少ししか信用していなかったと証言している。後者の担保については、幾人かの証人の証言から、ガンドベールのほとんどの財産に対して担保が設定されており、原告の貸し付け金の担保としては、火災保険証券とコロンプの裏書がある一五カ月の期限の約束手形だけであった。被告側は、その他の担保を取るよう努力したと説明するのみであった。

以上の陳述を踏まえて、裁判所は、一八七二年一月三〇日に判決を言い渡すとして、陳述を終了したが、判決の記録はない。

⑤ 手形・小切手

約束手形の支払いを求める訴訟は他の分類にも出てくるが、ここでは振り出された原因が不明の約束手形の訴訟について集めた。約束手形の訴訟は、整理番号23、整理番号51、整理番号59、整理番号64の四件である。これらの事件は請求の内容と請求を認めた判決が記録に残っているだけであるから巻末の民事事件一覧表によって内容を見ていただきたい。ただし、整理番号51では、被告はエクイティによる裁判をもとめて、請求された金額を裁判所に払い込んだこと、整理番号59と64は被告が原告の請求を法廷で認めたことが特徴として指摘される。

為替手形の訴訟は、整理番号60と61の二件である。これも記録そのものは簡単であるから巻末の民事事件一覧表を参照されたいが、この二件については領事館職員ベンジャミン・ローリングが召喚状の送達を法廷で立証していることが特徴的である。

小切手の訴訟は、整理番号49の一件で、長谷川（日本政府大蔵省書記）対フランク・フィッシャーの事件である。原告は、フランク・フィッシャー名義の額面二二七ドルの小切手の支払いを請求した。問題となっている二二七ドルの小切手は、一八七〇年一月一九日に香港上海銀行に対してフィッシャーによって振り出された。その後、大蔵省が所有するものとなったが一八七二年初頭に銀行に提示したところ現金化を拒絶されたのである。

審理は、一八七二年七月三一日と八月二日に開催され、被告フィッシャー、原告側証人弁次郎（小野新田の牛卸商）、長門屋の番頭佐七、長門屋弥兵衛、デービッド・アレキサンダー・クロンビー（オリエンタル銀行代理人）が証言した。通訳には原告側の平野助之があたった。被告フィッシャーの証言によると、問題の小切手は後から振り出した小切手の額面に含めてしまうつもりであって、その分の小切手帳は印をつけて無効にしたが銀行には連絡しなかったこと、被告は帳簿をつけず覚えだけを残したことである。問題の小切手をフィッシャーから受け取った弁次郎は、台風で帳簿

を失い、関係する出来事について記憶があいまいであった。ただ、この小切手を江戸又五郎（江戸又）に渡した。長門屋弥兵衛と番頭佐七の証言で、長門屋が大蔵省に送るために大量のドルを購入したときにその中に問題の小切手も入っていたこと、この小切手を一八七〇年一月一八日に江戸又から購入したこと、現在江戸又は逃亡していることが言われた。クロンビーは、日本人が手にした小切手は通常すぐに銀行に提出されるが、ときには八カ月から一年近くの長期にわたって手元に保管されているものがあり、それは、日本人が銀行が小切手の額面の金額の支払いについて責任をもっており、小切手が非常に良好な担保であると考えていたと証言した。

八月二日の陪審の評決は、小切手が紛失されたのではないと判断し、小切手が正式に譲り受けられたかどうかを決定する必要はないとした。また、長門屋が小切手の購入に際して日本政府紙幣を支払ったという証言から約因についても決定する必要があるとした。この評決に基づき、裁判所は、被告が原告に対して二二七ドルと訴訟費用七ドル五〇セントを支払えと命じた。

⑥ 給料

給料の訴訟は、全部で一九件である。特徴的なことは、被告がかたよっており、アレン・ロス（九件）とジョン・ヘンリー・ウィグナル（五件）でほとんどを占めている。

被告がアレン・ロスの訴訟のうち、整理番号7、8、9、10は、一八七二年一月一七日の裁判で、原告の給料月額、勤務日数と勤務状況などの証言があり、裁判所は、整理番号7と9の件は、請求の一部を認め、整理番号8と10は請求全額を認めた。整理番号13、14、15、16、17は、原告が四人とも中国人で、一月一日の裁判で請求はすべて被告によって認諾された。

被告がウィグナルの訴訟は、整理番号11、35、43、62、63の事件である。請求を認諾したのは整理番号11の一件だけであとは法廷で争っている。整理番号11の件についてもランチ一隻の差し押さえを申し立てられて八日間猶予されている。整理番号35、43、62の件は敗訴した。整理番号63の件は、訴えるべき相手を間違っているとされて、ウィグナルは勝訴した。

整理番号27は、原告アー・チョウ（中国人）対ヘンリー・ネザーソウルの事件で、原告は被告に賃金35ドルの支払いを請求した。一八七二年一月一〇日の裁判で、原告は、被告によって炭酸水製造のために雇われたこと、契約書が作成されたこと、賃金支払いを被告が一貫して拒否していることを証言した。被告は、原告が四カ月で二日だけ炭酸水の製造に従事したと主張した。被告のコックである市助が証言にたち、原告は日本暦の八月以来昼間欠勤しているが、それは炭酸水の製造が止まっているからであること、原告は必要に応じて呼び出され、その場合いつでもやってくると述べた。裁判所は、原告の職務怠慢は立証されなかったとして、被告を敗訴とした。

整理番号73は、亀吉、治平（いずれも英国船ミアカ号の船員）対トーマス・ブラウン（船長）の訴訟である。この件は、食料と賃金の不払いについて不満をもった原告たちが下船して、賃金残額を請求した事件である。一八七二年一〇月二三日の裁判で、裁判所は、訴えを却下し、船員たちが即刻船に戻ること、船長は食料購入に必要な金銭を支払うべきこと、許可に基づく下船の際は、賃金を減額してはならないことを命じた。

整理番号74は、一八七二年一〇月二八日の裁判で被告ウィリアム・ハウルスが請求を認諾した。整理番号76は、原告チャー・アー・ペンが被告のウィリアム・ハウルズに賃金残額五五ドル一五セントの支払いを請求した。一八七二年一月一九日の裁判で、被告は、原告がまちがった形で働いた時間について一五ドルの減額を主張した。原告は自

白によって被告の主張を認めたので、裁判所は、一五ドルを減額して、被告に四〇ドル一五セントを支払えと命じた。なお、訴訟費用は一切支払わなくてよいとされ、手数料三ドルは原告が負担した。

⑦ 手間代金

整理番号1は、W・K・ボード対チャールズ・A・ハイマンの事件である。原告は、仕事の手間賃として被告に九二ドル四七、五セントを支払えと請求する。仕事の内容は、屋根の換気口と水洗便所の工事である。一八七二年四月二日の裁判で、被告は、ボードの請求が高すぎると主張した。ボードの請求額を評価するために経験者であるストロウムに調査を依頼することになった。四月三日に、ストロウムは裁判所に納得を得る理由を示して断ったので、J・M・スコットが依頼されて、以下のように報告した。天窓は五ないし六インチの三つの水平梁、六フィートの二つの棧および約一二インチから一八インチの一二の短い垂直の支柱とで組み立てられ、約二四のうすい板で覆われている。この価値は二〇ないし二五ドルである。日本の水洗便所は五フィートから七フィートの一四の支柱で作られており、小さい薄い板で覆われており、この価値は二〇ドルである。こしかけは並の木材の二つの厚板で組み立てられており、この価値は二ドルである。以上の報告から、裁判所は、仕事の評価を四七ドルとした。判決は、原告に被告が四七ドルを支払うこと、訴訟費用五ドルと調査料五ドルは被告の負担とするものであった。

整理番号31は、ヘンリー・ネザーソウル対A・ケネディの事件である。原告は、被告にサイフォンタップの修理を依頼したが、被告はうまく修理しないし、残りのタップを返却しないと主張する。被告は、サイフォンタップの仕事をうまくやったのに残りの代金を支払うふりをしてタップをとろうとしたと主張した。事実認定は、タップをサイフォンにとりつけることが契約の中にはなかったとした。そこで、裁判所は、被告の手もとにあるサイフォンタップを良

説 好な状態で原告にわたし、原告が被告によって提出された請求書の金額を支払えと判決した。訴訟費用三ドルは、原告

被双方の負担とした。

論

整理番号45は、スム・フン・ファン対ジョセフ・ヘンリー・ウィグナルの事件である。原告は、被告に対して被告のガンボートであるスナップ号のかまその他の取り替え作業賃として、三三二ドル一〇セントを支払えと請求した。一八七二年六月四日に開廷されたが、調査のために六月五日に裁判は延期された。六月五日に、バルカン・ファウン・ドリー号の元機関士フレデリック・ハミルトン、米国蒸気船ジャイアント号のボイラー修理人ジョセフ・ハドソン・マクレガー（米国市民）、土木技師ウィリアム・ハイゼ（ドイツ臣民）が、作業の身について証言した。ハミルトンは、中央、左舷、右舷の三つのかまのうち、中央と左舷のかまの作業状態は非常に悪く、水漏れがしており、その原因となっている鉄板の切り方、リベット穴の位置などを詳しく説明した。右舷のかまは一応合格であるとした。マクレガーとハイゼの意見もハミルトンとほぼ同意見である。

六月六日に事実認定と判決が下された。事実認定は以下のとおりである。原告と被告の契約は、被告のガンボートの三つのボイラーについているかまの一部を取り替える作業で、作業代金として三八〇ドルを支払うというものであった。このうち、五七ドル九〇セントが既に支払われているので、原告は、三三二ドル一〇セントを訴訟で請求した。ハミルトンほか二名の証言により、原告の作業内容は二つのかまについて契約の条件を満たしていないので、原告の権利は一二六ドル六セントまたは三八〇ドルの三分の一である。しかし、原告は、既に五七ドル九〇セントを受け取っており、また、原告の未熟な技量によって材料がだめにされ再度修理しなければならないことによる損失は、八六ドルである。したがって、八六ドルと五七ドル九〇セントをあわせると（一四三ドル九〇セント）、効果的に執行され

た作業の価値以上の金額となるので、原告は本訴訟で回復できない。それゆえ、判決は、訴訟費用なしの却下である。調査は被告が申請したから、費用一六ドルを裁判所に被告は支払え。

整理番号58は、蒸気エンジンの修理代金についての事件である。整理番号77は、材料費と作業賃の事件である。いずれも巻末の民事事件一覧表以上の記録はないのでこれを参照されたい。

⑧請負金

整理番号3は、トムセンとウォレック対エドワード・フィッシャーの事件である。原告は、被告に対して船荷の陸揚げの仕事の代金として五六ドルを支払えと請求した。原告トムセンとウォレックは、船荷の陸揚げを請け負う仕事をしているが、六月一日に被告フィッシャーからエンゲルバート号に積んである糞化石の荷下ろしの作業を請け負った。二七日に作業が終了して、二八日に原告は、請求書を被告に渡した。被告は、船荷の一部が紛失しているとして請負代金の支払いを拒絶した。九月二九日に裁判が開催されたが、そこでの争点は、①荷下ろしした貨物をだれがどのように管理していたのか、②トムセンとウォレックは、日本人と同じ慣習で積み荷の陸揚げの責任を負うのかということであった。原告は、①について、原告側は、積み荷を船からはしけに下ろしただけで、その後の積み荷の管理は数量の検査も含めて依頼者である被告側の使用人が行った。積み荷の数量について管理する場合は、船荷証券を預かって、別の料金を請求する。②について、日本人の業者と同じ料金で請け負うとただで、日本人の慣習による責任を負うとは言わなかったと証言した。被告側の証人は、①について、被告の使用人は、積み荷の数量を計算書とノートで照合した後ノートを切り裂いたこと、夜間の積み荷の管理は使用人が行ったと証言した。②について、被告のフィッシャー自身が原告が別の船の仕事で積み荷の数量を覚えに書いていたから、原告は日本人の業者と同一の

責任を負うべきであると証言した。

裁判所は、以上の審理を踏まえて、被告は積み荷のはしけを提供したものの責任を立証できなかったと事実認定をし、原告の請求を認め、訴訟費用三ドルを被告の負担とする判決を下した。

整理番号4は、フレッド・H・ランダース対ヘンリー・ペンの事件¹⁶である。原告は、被告に対して民事事件での訴訟代理人業務の手数料と立て替えた費用を支払えと請求した。一八七〇年四月一日に、被告ヘンリー・ペンは、原告ランダースにシュミット・スペイン商会との紛争について請求を防御し、かつ反訴に勝つようにと委任された。手数料は、二〇〇ドルであった。この件は、仲裁に付託され、仲裁により、被告は三六三ドル五セントを受け取った。被告は、原告に全額を取り戻した場合に二〇〇ドルを与えるといったが、原告は全額を取り戻せなかったから残りの手数料は支払わなかったので訴訟となった。

一八七一年九月二九日と一〇月三日にこの事件の初審があったが、被告が、一〇月三日に欠席したので、原告の請求を認める判決が下された。しかし、一〇月一日に再審の裁判がもたれた。裁判所は、事実認定を次のようにした。原告は、責任を委ねられた事柄で、被告の利益を擁護する上で勤勉でなかった、保証をしなかったという証拠はない。原告には公正な報酬請求権がある。報酬額を決定する文書はないが、被告から原告宛の一八七〇年五月一八日付の手紙で口頭の合意を被告が裏付けている。費用の立て替えについては、それを立証する領収書や証言がない。そこで、裁判所は、被告は原告に一〇〇ドルと訴訟費用を支払えと命じた。訴訟費用は、初審の訴訟 五ドル五〇セント、訴答 二ドル、再審命令 一ドル、再審 二ドル、合計一〇ドル五〇セントである。

整理番号19は、フレッド・H・ランダース対ジェームズ・ウッテンの事件である。原告は、被告に対して訴訟代理

人業務の手数料として八〇ドルを支払えと請求した。一八七一年八月一六日に、原告ランダースは、スルーズの紹介で被告ウッテンのクラッチレイとの訴訟の代理人としての依頼を受けて引き受けた。ウッテン対クラッチレイの訴訟は不首尾に終わったが、その後、手数料と諸費用をランダースはウッテンに請求したが、両者の間で手数料についてのどのような合意があったかを巡ってもめることになりランダースが訴を提起することになった。裁判所は、特別な権限のもとで被告のもめごとのために、被告を代理している原告に、三五ドルまでは返済するという約束を被告が確認した合意を被告は認めた。高等法院の手数料規則によれば、原告に適用されるならば、本訴訟では二五ドル以上請求されないと事実認定した。そのうえで、裁判所は、被告は合意に従った金額の手数料だけを支払う義務があり、訴訟費用は被告の負担すると判決した。

整理番号30は、G・ナッハティガール商会対ジョン・ヘンリー・ウィグナルの事件で、原告は、勘定残高三二ドル七〇セントを被告が支払うことを請求した。被告は、請求の一部を認諾し、弁済の提供として一五ドルを裁判所に払い込んだ。一八七二年二月二日の裁判で、原告と被告が陳述したが、そこから判明することは、一八七〇年七月二〇日頃、被告ウィグナルが原告ナッハティガールに対して購入した石炭の積み込みのためにはしけ一艘と沖仲仕二人の手配を依頼したこと、石炭は購入先のアランとの関係で実際には入手できなかったのではしけと沖仲仕は作業で使用されなかったこと、その結果、原告と被告の間で請負金の支払いについてもめており、原告が請求金額を二〇ドルとし、被告は、一五ドルしか払わないということになって、訴訟となったことである。裁判は、一八七二年二月六日まで延期となり、その間に、原被双方で自主的に示談となり、訴えは却下された。訴訟費用は被告の負担となった。

整理番号42は、チャールズ・ジョージ・ヘンダーソン対アルフレッド・ミリッジの事件である。原告は、被告に対

説 して英国船ヌールマハル号の積み荷下ろしの作業の請負金の残額二〇〇ドルを支払えと請求した。一八七二年三月初

論

めに、被告ミリッジは、自分の船であるヌールマハル号の船荷の荷下ろしを原告ヘンダーソンに依頼し、請負金三〇〇ドルを支払うということを両者で口頭で合意した。前もってミリッジはヘンダーソンに一〇〇ドルを与えた。ヘンダーソンは、三月一日から作業を開始し、四月六日まで続けた。四月六日になって、ミリッジはヘンダーソンが作業を十分にしていないとして、作業請負契約の解除を通告した。ヘンダーソンは、数回にわたって残金の支払いをミリッジに請求しながらちが明かないので裁判に訴えることになった。一八七二年五月二十九日と三〇日に審理がもたれ、当事者本人と原告側と被告側の証人が荷下ろし作業の実際について証言した。原告側の証人は職長で作業現場を監督したアメリカ人マイケル・ブロードリックであり、被告側の証人は、ヌールマハル号の一等航海士のジョン・キャロラと二等航海士のサミュエル・ジョン・フィンチェットである。ヌールマハル号の積み荷は、機関車、給炭車、鉄道客車、その他の鉄道設備、マンチェスターの商品、木綿、亜鉛メッキ製品、銑鉄などであった。証人たちの証言から、ヘンダーソンは、ヌールマハル号の三月初めの積み荷の量の半分を荷下ろしした。

以上の審理の結果、裁判所は、原告の作業内容には過失がなく、三月の契約時点のヌールマハル号の積み荷の半分を荷下ろししたと認定し、被告には、契約金の半分を受け取る権利があつて、すでに原告は一〇〇ドルを受け取つたとした。そこで判決として、被告は、原告に残金五〇ドルと訴訟費用五ドル五五セントを支払えと命じた。

整理番号47は、ウィリアム・ハウルズ対ヒュー・ウィリアム・ハガートの事件である。原告は、被告が蒸気船ライジング・サン号の調査料として三〇ドルを支払えと請求した。被告は、ライジング・サン号の所有者である斗南藩の代理人として行動したから、彼自身には個人的責任がないと主張したが、同時に、責任があるとしても調査費として

請求された金額は高すぎるとも主張した。一八七二年六月一日の裁判で、裁判所は、この事件は和解すべきであると示唆し、原告と被告は、被告が原告に一五ドルと訴訟費用三ドルを支払うことで和解し、このことを裁判所に報告した。

⑨ 止宿料

整理番号18、32、33、50は、記録としては簡単なもので民事事件一覧表にのっている以上のものはない。ただし、整理番号50の事件は、食事に同伴した被告の助手の飲料については請求が却下されている。

⑩ 飲食料

整理番号40は、G・ドモニイ対ジェームズ・ハーディの事件である。原告は、被告に飲食料の残金九九ドル六四セントを支払えと請求した。裁判は、一八七二年四月一九日に開催され、ドモニイ、ハーディ、ハドウ、タッカーなどが証言したが、この訴訟で問題となっている事項は、主として一八七二年一月中旬に生じた出来事で、飲食（シャパンや朝食その他）や豚の売買その他であるが、ちょうど、前述の共同経営に関する整理番号25の事件と同一の時期の問題である。整理番号25の事件の判決が四月四日に下されているので、その後も、財産関係の処理を巡って紛争が生じたのであろう。請求された項目について、ハーディは、諸勘定がドモニイ商會が負担すべきであると答弁し、ドモニイは、ハーディの個人勘定であると主張した。この訴訟の記録は、クラッチレイが発言仕掛けたところで途切れており、判決もない。恐らく、法廷外で決着がついたかも知れない。

整理番号72は、ヘンリー・ネザーソウル対ジェームズ・ウッテンの事件である。原告は、一八七一年六月一日から二日にかけて、被告の使用人に供給された食事の代金を被告が支払えと請求した。この事件の事情は、一八七一年四

説

月一四日からウッテンがネザーソウルのところを下宿しており、支払いはE・C・カービー商会が支払っていた。五月二五日に、ウッテンが窓から落ちて肋骨を骨折した。そこで、ウッテンには身の回りの世話をするために英語ができる召使がついた。ネザーソウルが、カービー商会のハンターにこの召使の食事代を請求しに行くと、余分の支出であるといって支払いを拒絶された。そこで、ネザーソウルはウッテンを相手取って訴訟を起こしたのである。裁判は、一八七二年一〇月二二日に開催されたが、ウィリアム・アレキサンダー・トンプソン、ジョン・オーエンス、ベンジャミン・ローリング（領事館付の警察官）その他が証言したが、それはウッテンや召使が食事をどこでどのようにとっていたかについての証言であった。判決は、被告は原告に対して五ドルと訴訟費用七ドルを支払えと命じた。

①家賃

整理番号48は、ライザー・ゲッティンガー対ジエームズ・ウッドの事件である。原告は、被告に対して一八七二年六月分の家賃二三ドルを支払えと請求した。被告は、家の修理代分の家賃の減額を主張した。一八七二年六月一八日の裁判で、裁判所は、本件が和解すべき案件であると示唆した。原告と被告は、被告が請求された金額を支払い、原告が被告の契約上の既得権を侵害せずに被告に修理代として一四ドルを支払うことで和解したことを裁判所に伝えた。整理番号69は、松屋五郎兵衛対アルバート・モリスの事件である。原告は、被告に対して一八七〇年一月二三日から一八七一年一月一三日までの家賃九九ドル（月九ドル、一一カ月分）と、一八七一年一月一三日から一〇月一三日までの家賃九九ドルを支払えと請求した。裁判の記録は、民事事件一覧表の通りであるが、一月二〇日の裁判では、被告が、一〇月一五日以来収入が約一八ドルしかないこと、財産がほとんど無いこと、人に金を貸しているが回収が困難であると主張している。

⑫地代

整理番号22は、柴屋平兵衛対フレッド・H・ランダースの事件である。原告は、二カ月分の地代六〇両を被告が支払うことを請求した。一八七一年五月二五日に、被告は、月に二〇両を土地所有者に支払う約束で、ウォルワース商会から現在被告が住んでいる家を引き継いだ。原告と被告の土地の賃貸借契約は、英語と日本語とからなっていた。契約後しばらくしてから、ある日本人が被告の家の前に建物を建てさせてほしいと頼み込んで来た。被告は、断ったが建物は建てられた。裁判所の勧告にもかかわらず、和解が成立しなかったので訴訟が提起されたが、裁判は、一八七一年一月一九日に開催された。被告は、契約の際に原告が被告の家の前の土地が原告のものであるかのようにみせた。しかし、家の前の土地に建物が建てられたので地代を支払わないのだと主張した。また、七月七日の台風で家が損傷したが、地主が修理しないと主張した。裁判所は、審理の結果、被告によって使用されている家の前の土地すべてが、原告の所有であるという証拠は一切ないし、また契約の中で空き地についてはめかされたり、縦四間と横二間の建物が立てられた証拠も一切ないと認定した。そのうえで、賃料として請求されている金員を領事館に寄託し、七月の台風によって損傷した建物の内部の修理が完成した後、地主に手渡されるべしと判決した。訴訟費用は被告の負担とした。

⑬その他の金銭事件

整理番号34は、チャイナ・アンド・ジャパン商会対フランク・フィッシャーの事件である。原告は、被告に対して二つのチェーンの賃借料九〇ドルを支払えと請求した。一八七二年二月二三日に開催された裁判での原告と被告の証言を総合すると、原告のA・S・フォーズは、被告に一五〇ファゾムのチェーンを一日につき六ドルで貸すことに

合意した。その後の交渉で一日につき五ドルとなった。さらに、被告は原告の共同経営者であるベイフィールドと交

渉して、現金で支払うことを条件に賃借料を総額七五ドル、さらに五〇ドルと減額させ、さらなる減額を求めた。

これについてフォーブズは、不満であり、裁判となったのである。裁判所は、チェーンの賃借料が約一五ドル減額されたこと、しばらくしてからさらに現金で五〇ドルとなったこと、一層の減額要求があったので現金で五〇ドルという合意が破棄されたこと、しかし、減額して七五ドルという合意は有効であると事実認定した。それゆえ、裁判所は、被告が原告に七五ドルを支払えと命じ、訴訟費用三ドルを被告の負担とした。

整理番号56は、万国病院（インターナショナル病院）の受託者対J・H・ウィグナルの事件である。原告は、治療費一四四ドルを被告が支払えと請求した。一八七二年一〇月七日の裁判で、ウィグナルは、ヤングの治療を万国病院に依頼したが、裁判所に三〇ドルを払い込んで、請求された金額の残金については支払い義務を否定した。受託者より訴訟提起の権限を授けられた万国病院の名誉書記ウィリアム・ジョージ・ジョンソンが証拠文書（病院の会計係と被告との往復文書）を提出した。裁判所は、原告が被告に三〇ドル以上の責任のあることを立証しなかったとして、請求を却下した。ただし、原告の病院が公益信託であるから訴訟費用を免除した。

整理番号5は、二人の女性の間の隣人の親切行為をめぐる事件で珍しいものである。原告レイマー・エイブリルは、被告E・S・マシューズが病気のときに昼夜にわたって世話をしたがその労働の報酬として九七ドル五〇セントを請求したのである。医師のハリスは、エイブリルが昼夜にわたってマシューズの面倒をみた訳ではないと証言し、マシューズ本人もエイブリルが病気のときには足を洗ったりして世話をしたと証言した。裁判所は、隣人の親切によってなされた行為に対して金銭で埋め合わせることは不適切な返礼であるとし、被告に、原告に対して三一ドル五〇セントだ

けを支払うように命じた。訴訟費用三ドルは被告の負担とした。

(四) 船舶

整理番号12は、ムーリアン・ハイマン商会対トーマス・M・ヒューイットの事件である。原告は、被告が契約に従って貨物に関する保証書に署名するように請求した。原告は、被告ヒューイット船長と貨物運送の契約を締結し、たばこ四〇トンとヒューイット船長のリバーフーン号に積み込んだのである。そして、一八七一年一月一七日の火曜日にヒューイット船長がムーリアン・ハイマン商会の事務所を訪問して貨物についての保証書に署名しないと明言したので、結果として原告は、裁判に訴えることになった。審理は一八七一年一月二日に開催され、この裁判ではセント・ローナ号の船長であるN・ラモントとJ・ギリングラムが補佐人に任命された。チャールズ・A・ハイマンがムーリアン・ハイマン商会を代表して出廷した。証言によれば、被告が、万一くずが積み荷のたばこに損傷を与えたならば罰として用船料を失うという同意があつたが、問題は、くずによつてたばこが損傷を受けることがないということ。被告が保証したかどうかであった。被告は、保証書が最初に手渡されたときに同意したが、そのとき、二つの言葉「proved」や「solely」を見落としていたとして、保証書に署名できないと主張した。裁判所は、被告が保証書に署名することに同意し、このことは原告が荷物を船積みするという条件でなされたと事実を認定し、保証書に署名するために作成された契約に被告は拘束されるべきであつた、この契約が履行されなければならぬとした。

整理番号6は、中村正兵衛対ルーカス&ウォーターズ商会の事件であつて、補佐人にヘンリー・セント・ジョン・ブラウンとエドワード・フィッシャーがなつた。原告は、被告に対して砂糖の不足分を引き渡せと請求した。この事件は、砂糖の売買をめぐるもので、まずルーカス&ウォーターズ商会が対馬藩と岩崎藩に砂糖を売却し、両藩は、その砂糖を担保にして香港上海銀行から融資を受けた。対馬藩は、香港上海銀行に対して約束手形を振り出し、一八七一年五月に手形は満期を迎えた。中村正兵衛は担保となつている砂糖を対馬藩から購入した。約束手形の期限が切れた翌日、中村は、砂糖の現物が保管されていたルーカス&ウォーターズ商会に赴き、砂糖の引き渡しを受けた。そして、引き渡しを受けた砂糖の分量が一部不足していたので、それをめぐつて紛糾し、日本政府を通じて訴訟を提起することになつたのである。砂糖の不足分については、保管に伴つて必然的に生じる損失の責任の所在と風袋の計算と貸し付け金の利息分などが問題となつた。

一八七一年一〇月五日の裁判では、裁判官は、支払い期限の超過した貸し付け金に対しては利息を支払う義務があり、重量の損失の責任については、被告に責任があると判決し得ない問題であつて、むしろ対馬藩に対して訴訟を提起すべきだと判断した。そのうえで、裁判官は、原告は、利息三〇〇ドルを被告に手渡し、被告は、中村に売却された砂糖に加えて七五袋を原告に引き渡せと命じた。補佐人はこの判決に同意した。

この訴訟は、被告ルーカス&ウォーターズ(再審では原告)が、彼らがこの事件で本人ではなく、代理人として行動したと申し立てたので、再審となつた。一八七一年一〇月一九日と二〇日の両日裁判が開催され、砂糖の売買の経過をめぐつて、特に対馬藩と香港上海銀行との関係を含めてウォーターズと中村と中村の使用人太助が証言した。こ

の再審で、裁判官は、対馬藩から原告への砂糖売買で被告ウォーターズとルーカスが本人ではなく代理人として行動したと判断し、初審の判決を変更し、被告を支持した。補佐人は同意した。

整理番号38は、ジョージ・ローズ・マッケンジー対ジェームズ・ハーディとマーク・ボイセイの事件である。原告は、蒸気ランチの所有権の確認と同物件の引き渡しを求めて、司法的救済に訴えた。一八七二年二月二十九日に開催されたこの訴訟の特徴は、原告被告の口頭での証言がともに矛盾した性格をもっていることである。一八七一年一〇月に問題の蒸気ランチをデス商会が売りに出したのである。原告と被告がこの蒸気ランチの購入にかかわったが、原告マッケンジーは、証言で、「その蒸気ランチは私の所有である」、「ハーディから購入資金を得た」、「文書のうえではそのランチが会社の財産として評価されていることを私は見た」、「コリンズ氏に、私は、私の財産としてそのランチに對する請求権をもっていると言った」と述べる。被告ボイセイは、「マッケンジー船長（原告）に可能な限りそれを二〇〇ドルで得るように努めさせたいと言った。マッケンジー船長に売却する前に、彼は、彼とともにわれわれの店へはいつてきて、その問題を解決したと私に言った。売却後、私はマッケンジーにあったが、彼は、ハーディのためにそのランチを買ったと言った」と証言している。

事実認定は、口頭の証言がきわめて矛盾した性格をもっているが、問題の蒸気ランチの売買代金に對する原告へのA・デス商会による領收書と、前記購入金額である二〇〇ドルに對する被告ハーディへの原告による領收書は提出されており、ハーディとボイセイの交互訴訟において被告ハーディより提出された収支計算書は、蒸気ランチについて貸し付けられた現金として二〇〇ドルについての一〇月一〇日の記入を含んでいるとした。

この事実認定にもとづき、裁判官は、蒸気ランチに對する原告の所有権を認め、原告が、商会によって引き受けら

説れた諸費用——もしあれば——を支払い、蒸気ランチを原告に引き渡せと命じた。訴訟費用二〇ドルは、被告の負担とした。

論

(六) 雑事

整理番号57と71は、民事事件一覧表以上の内容はない。とはいえ、前者は、原告が外国人であるとして、裁判所が訴訟費用の保証として五〇ドルの寄託を命じた点に特徴がある。

五 むすび

以上で本稿の作業を終えるが、以下今後の課題を提示してむすびとしたい。領事裁判制度の研究は筆者が見るところ、未開拓の領域が随分あるように思われる。そのひとつに、イギリスその他の列強の領事裁判制度がどのようにして歴史的に形成されてきたのかというのはまだあまり検討されていない。とくに、その国の従来の国内の法制度とどのようなかわりをもちながら形成されてきたのかは非常に重要な研究対象であると思われる。また、各国の領事裁判制度や訴訟手続きとどのような関連をもちながら、これらの事件が領事裁判で裁かれたかも検討されるべき問題である。今後は、以上の二点を中心に領事裁判制度の研究を進めて行きたいと考えている。¹⁷⁾

- (1) 「神戸市立中央図書館所蔵神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳——一八七二年九月より一八七二年一月までの記録」(九・完) (大阪経済法科大学『法学論集』第一五・一六・一九(二五号))。
- (2) イギリスのアジアとアフリカへのアプローチについては、フィリップ・ダービー著・岩村等他訳『帝国主義の三つの顔——アジア・アフリカへのアプローチ、一八七〇～一九七〇』(昭和堂、一九八九年)を参照。
- (3) イギリスとその他のヨーロッパ諸国の領事裁判制度を概観的に検討したものととして、加藤英明「領事裁判の研究——日本における——」(一)(二)(名古屋大学『法政論集』八四・八六号)がある。
- (4) 領事裁判撤廃のための条約改正交渉の経過と法典編纂を考察した最近の成果としては、三阪佳弘・白石玲子「条約改正と諸法典の編纂」(山中永之佑編・岩村他著『日本近代法論』(法律文化社、一九九四年)がある。
- (5) 領事裁判の実態をめぐる研究が十分進んでいないことを、洞富雄「治外法権」(歴史学研究会編『明治維新研究講座』第三卷(平凡社、一九五八年)が指摘して以来久しい年月が経過している。
- (6) 加藤英明氏は、前掲「領事裁判の研究」で、原嘉道がその『弁護士生活の回顧』(法律新報社、一九三五年)二二九頁で、日本における裁判所制度発達以前、東京大学法学部では英米法訴訟手続の実際を知らしめるため、学生にこの神奈川日本法院を見学させる例になっていたというを紹介している(加藤前掲(二)一一三頁)。
- (7) これらの初期のころの英国領事館職員や外国人居留地の市民たちの思い出は、『ジャパנקロニクル』紙のジュビリーナンバーの邦訳である堀博・小出石史郎共訳・土居晴夫解説『神戸外国人居留地』(神戸新聞センター、一九八〇年)にある程度掲載されている。
- (8) これらの住所録とイギリス外務省職員録は、横浜の開港資料館所蔵のものを参照した。また外務省職員の職名の訳は、川崎晴朗『幕末の駐日外交官・領事館』(雄松堂出版、一九八八年)に全面的に依拠した。この点では、エンスリーやウィルキンソンの肩書を「神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳」では、「副領事にして領事代理」としていたが、今回、「副領事代理」と改めた。
- (9) ガワーについては、前掲『法学論集』では、エイブル・J・C・ガワーとしたが、これは少々解読がやっかいな筆記体による原典の解読作業から生じた間違いであって、イギリス外務省職員録によって、エイブル・アンソニー・ジェームズ・ガワー(A・A・J・ガワー)と訂正する。

(10) アーネスト・サトウ著坂田精一訳「外交官の見た明治維新(上・下)」(岩波文庫、一九六〇年)は、一八六八年の天皇と各国公使との会見に至る経過を描写しているが、そのなかで、三月三日の一時に、われわれは知恩院を發して一路皇居へ向かった。騎馬護衛兵が行列を先導し、警視のピーコックと中井がその先頭に立った。そのあとからハリイ卿と後藤、私とブラッドショー中尉、それから第九連隊第二大隊の分遣隊、そのあとからウィリス、J・J・エンズリー、駕籠に乗ったミットフォード(馬に乗れないので)、二行について上京した海軍士官五名、という順序であった」と述べている(同書下、一八三頁)。

(11) サトウの前掲書には、ウィルキンソンが数箇所にわたって登場する。一八六六年二月に江戸の公使館に移転した下りで、「妻子を連れて来ていた一等書記官のシドニー・ロコックは、まだ通訳見習生をしているH・S・ウィルキンソンと同じく、横浜に住んでいた」(同書上、二〇五頁)と書いている。また一八六七年四月中旬、各国の外国代表がそろって大坂へ向かう場面を描写して、「ハリイ・パークス卿は、アプリン大尉の指揮する騎馬護衛兵と、ダウント大尉およびブラッドショー中尉指揮の第九連隊第二大隊からの五〇名の分遣隊をひきいて、大坂へ向かった。パークス夫人も一行に加わった。属僚としては、公使館書記官のシドニー・ロコック、ミットフォード、私(日本語の書記として)と、ウィリス、アストン、ウィルキンソンなどが随行した」(同書上、二五〇頁)、とウィルキンソンを登場させている。さらに、一八六八年一月二七日の伏見の戦のあとで、三〇日にイギリスの外交官たちが大坂の居留地へ避難したが、そこでも、「昨夜よく眠っていなかったので、途中みなこくりこくりと居眠りした。ときどき、川岸の哨兵に誰何されたが、船を止められることもなかった。居留地に着いたが、西風が激しすぎて、河口の砂州を渡ることができなかった。長官、ロコック、ウィルキンソンなどは、まだぐっすり眠っていた」(同書下、一二三頁)とある。また、二月二日のあたりで、「私(サトウ……岩村)は、イギリスの軍艦ラットラー号で江戸へ行くロコックやウィルキンソンなどと一緒に、二時頃救助艦に乗って外国人居留地を出発した」(同書下、二二六頁)とある。

(12) マッケンジーの死亡は、少なくとも一八七二年九月四日以前であると推定されよう。その理由は、訴訟規則で死亡後七日を経過するまで遺言検認をしてはならないと定められているからである。

(13) 加藤前掲「領事裁判の研究」(二) 一三八頁。

(14) 同前一三八—四〇頁。

(15) 「ハウルズ」を「ホウルズ」としたところもあるが、すべて「ハウルズ」で統一する。

(16) ペンは当初 Penn と標記したが、Penn の間違いであった。

(17) この点は、現在フランシス・テラー・ピゴットの『治外法権——領事管轄権と東洋諸国における居留に関する法——』(一八九二年)の翻訳作業を進めて、大阪経済法科大学『法学叢集』に資料として連載中である。この作業などを踏まえて検討を進めたいと考えている。なお、ピゴットは、一八五二年四月二五日にイングランドのロンドンの南ギルフォードで出生した。ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジを修了した。一八八七年に我が国政府の招へいをうけ、一八八八年一月始めに横浜に到着し、麻布の官舎にはいった。一八九一年一月に満期解任となり帰国した(竹内博『来日西洋人名事典』、日外アソシエーツ、一九八三年、三〇九—一〇頁)。

整理番号	原告名	被告名	請求内容	判決(日時)	掲載原頁
1	ボード商会	チャールズ・ハイマン商会	屋根と便所の修理代、九二ドル 四七・五セントを支払え	被告は、原告に47ドルを支払え。 訴訟費用5ドルと調査料5ドルは 被告の負担とする(72・4・4)	168~9
2	長尾茂平ほか	J・H・ウィグナル	(再審) 汽船エンジンの引き渡し 遅延による代金の減額	8月10日の判決を再確認。原告は、 裁判所に代金の残金を支払えば、 蒸気船は原告に引き渡されるべし。 エンジン引き渡し遅延の原因は、 原告にある。また、被告は、鉄の 管にかえて契約で明記された品質 の管に取り替えよ。作業の完了ま で500ドルが当法廷に保管されるべ し(71・10・26)	10~12、38~ 42
3	トムセンとウ オレック	エドワード・ フィッシャー 商会	積み荷の陸揚げ仕事の代金五六 ドル	被告は、原告の責任を立証できな かったので56ドルを支払え。訴訟 費用3ドルは被告の負担(71・9・ 29)	5~9
4	フレッド・H・ ランダース	ヘンリー・ペ ン	民事事件での代理人業務の手数 料の支払い	被告は、原告に100ドルと訴訟費用 10ドル50セントを支払え(71・10・ 11)	2~4、18~21
5	レイマー・エ	E・S・マシユ	隣人の世話仕事の礼金として九	被告は、原告に31ドル50セントを	4~6
18					

領事裁判記録のなかの民事事件

11	10	9	8	7	6
29	28	27	26	25	24
W・ロバーツ	T・アンダーソン	D・ハーマン	T・スコット	ウィリアム・メルビル	中村正兵衛
J・H・ウィグナル	アレン・ロス	アレン・ロス	アレン・ロス	アレン・ロス	ルーカス&ウオーターズ
賃金四〇五ドル九一セントを支払え	賃金七五ドルを支払え	賃金九〇ドルを支払え	賃金二九ドルを支払え	賃金九九ドルを支払え	(初審) 不足分の砂糖の引き渡し (再審) 不足分の砂糖の引き渡し
被告は、承諾した(71・11・15)	被告は、原告に請求通りの賃金を支払え。訴訟費用は3ドル(71・10・17)	被告は、原告に56ドルを支払え。訴訟費用は3ドル(71・10・17)	被告は原告に請求通りの賃金を支払え。訴訟費用は3ドル(71・10・17)	被告は、原告に71ドルを支払え。訴訟費用は3ドル(71・10・19)	被告は、原告が買った砂糖についてののみ支払え。重量損失の責任は、保管者がない(71・10・5) 本件で被告は当事者ではないので先の判決を変更し、被告勝訴とする(71・10・19)
47	26	25~6	25	22~24	13~17 28~32

19	18	17	16	15	14	13	12
41	39	36	35	34	33	32	30
フレッド・H・ ランダース	アルバート・ モリス	プ・スチュワ ード	コパースミス アー・チャッ プ・スチュワ ード	アー・ルーン・ アレン・ロス	アー・コー アレン・ロス	アー・ブーン・ ブラックスミ ス	ムーリアン・ ハイマン商会
J・ウッテン	D・ハーマン	アレン・ロス	アレン・ロス	アレン・ロス	アレン・ロス	アレン・ロス	トーマス・M・ ヒューイット
民事事件での代理人業務の手續料八〇ドルを支払え	原告は、一八七一年一月一七日の判決の実行を求め	賄い代と下宿代の残金四三ドルを支払え	賃金一〇ドル二五セントを支払え	賃金二二ドル一三セントを支払え	賃金一六ドルを支払え	賃金一六ドルを支払え	司法的救済
被告は、合意した金額の手續料を支払う義務を有する。高等法院の手續料規則によると本件の手續料	被告は、原告に7日以内に33ドルと訴訟費用3ドルを支払え(72・11・20)	被告は、約束手形の残金33ドルを支払え。訴訟費用3ドルは被告の負担(71・11・17)	被告は、認諾した(71・11・1)	被告は、認諾した(71・11・1)	被告は、認諾した(71・11・1)	被告は、認諾した(71・11・1)	契約は有効であり、被告は契約を履行すべし。訴訟費用20ドルは被告の負担(71・10・21)
49~52	476	48	43	43	43	43	33~37

領事裁判記録のなかの民事事件

25	24	23	22	21	20
52 と 51	50	49	48	46	44
ジェームズ・ハーディ	G・ナツハティ ガール商会	亀吉	柴屋平兵衛	ヒュー・ウィ リアム・ハガ ート	ジョン・ウィ リアム・ハー ト
マーク・ボイ セイ	J・マクルレ イス	Ch・バレー	フレッド・H・ ランダース	J・H・ウィ グナル	J・H・ウィ グナル
伴う関係の確定と清算 司法的救済。共同経営の解消に	支払え 勘定残高六四ドル六六セントを	約束手形の額面一八両三分三朱 を支払え	二カ月分の地代六〇両を支払え	元利合計八一ドル二六セントを 支払え	元利あわせて一四三ドル八四セ ントを支払え
を命ずる。残金の処分、競売によ	経営権の譲渡の有効性を認め、ハー ディとボイセイの共同経営の解消	被告が欠席のため原告の請求を認 める (71・12・20)	被告は、60両を領事館に供託し、 原告は、借家の修理が完了したと きに60両を受け取れ (71・12・19)	被告は、被告が示した為替レート と中国人面替商が示した為替レ トとの差額と利息を原告に支払え。 訴訟費用は被告の負担 (71・12・ 20)	の上限は訴訟費用も含めて25ドル である (71・11・28)
101~19	78~80、87~ 9、94~9、 101~19	58	53~7	59~62	90

28	27	26
9	8	53 (公 庫)
ジョン・ウィリアム・ハー ト	アー・チョウ	トーマス・ホ スフォード
カービー商会	ザ・ソウル エドワード・ チャールズ・	C・H・テイ バー
一八七二年一月九日の仲裁裁定 について裁判所の決定を求める	賃金三五ドルを支払え	司法的救済(共同経営に関して)
は有効であるが、裁判所はこれを	原告勝訴。訴訟費用は被告の負担 (72・1・10)	原告が請求する2300ドルを却 下する。係争中の他の問題は会計 士によって示される残高に従って 清算すべし。訴訟費用(70ドル) は原告の負担。会計士の手数料 (200ドル)は原告・被告の折半と する(72・4・4)
81~86-2	64	100、120~4 155~7、163 ~6

領事裁判記録のなかの民事事件

34	33	32	31	30	29
20	19	18	12	11	10
チャイナ・ア ンド・ジャバ ヤー	A・モリス	R・L・リビ ングストン	H・ネザーン ウル	G・ナツハティ ガール商会	T・ウォルシ ユ
F・フィッシ ン	J・ウッド	J・ウッド	A・ケネディ	J・H・ウィ グナル	J・H・ウィ グナル
二つのチェーンの賃貸料九〇ド ルを支払え	食事代と宿泊費七九ドルを支払 え	食事代と宿泊費一〇〇ドルを支 払え	勘定残高について	勘定残高三二ドル七〇セントを 支払え	勘定残高九〇ドル五〇セントを 支払え
被告は、原告に75ドルを支払え。 訴訟費用3ドルは被告の負担(72・ 30)	請求棄却(72・2・22)	請求棄却(72・2・22)	被告は、原告に手元にあるタッ プを良好な状態で返却し、原告は被 告に請求された金額を支払え。訴 訟費用3ドルは原告被告の折半と する(72・3・27)	被告は、一部認諾し、15ドルを提 出した。示談成立。被告が訴訟費 用を負担した(72・2・2)	被告は、認諾した。訴訟費用は被 告の負担(72・2・2)
180~3	128	128	152~4	92~3	91

39	38	37	36	35
30	25 と 24	23	22	21
ズ L・ジョセフ	ン ジョージ・ロ ーズ・マッケ ンジー	ライザー・ゲ ッティンガー	ジェームズ・ ハーディ	ン商 会 アピン
長 ピーコック船	イ J・ハーディ とM・ボイセ	バーナード・ コウン	J・H・ウィ グナル	J・H・ウィ グナル
ロタール号に積載されていた鉄 道用グリース油の価値が滅殺し たことに対して損害賠償を支払	原告と被告が共同して貸与した 元本から生じる利息のうち原告 の持ち分四五ドルを支払え 司法的救済(蒸気ランチの件)	原告と被告が共同して貸与した 元本から生じる利息のうち原告 の持ち分四五ドルを支払え	チューブの売買代金三〇六ドル 六〇セントを支払え	週給一〇ドルの賃金三三三ドルを 支払え
	被告の負担(72・2・29) 判決の記録なし(審問72・4・15)	蒸気ランチに対する原告の所有権 を認め、原告は、諸費用があるな らばそれを支払ってから蒸気ラン チを引き取れ。訴訟費用20ドルは 被告の負担(72・2・29)	被告の当座勘定を承認する。被告 は、はしけと沖仲仕の雇い賃2ド ルとチューブと真鍮の代金75ドル 40セントを、約束手形の期限から 年1割5分の利息をあわせて原告 に支払え。訴訟費用11ドルは原告 被告で折半せよ(72・3・14)	2・23) 被告が欠席したので、原告勝訴と した。訴訟費用は被告の負担(72・ 2・22)
167~74	139~43	466~7、454	144~51	129

領事裁判記録のなかの民事事件

44	43	42	41	40
41	40	35	32	31
G・ドモニイ フランシスコ G・ドモニイ	ファイリップ・ グナル J・ハーデイ	チャールズ・ ジョージ・ヘ ンダーソン アルフレッド・ ミリッジ	日本政府鉄道 寮および電信 寮 ボウマン・ト ンプソン	G・ドモニイ 商会 J・ハーデイ
商品代金六六ドルを支払え	見張り人としての賃金一二ドル 五〇セントを支払え	契約に基づく請負代金の残金二 〇〇ドルを支払え	契約第三条による義務の不履行	まかない料の残金を支払え え
被告は、1872年9月11日午後 3時に出廷して、命令された金額 を支払え(72・7・27)	被告は、原告に、本日より6日以 内に66ドルと訴訟費用6ドルとを 支払え(72・7・27)	被告は原告に12ドル50セントと訴 訟費用3ドルを支払え 原告と被告は、事件をジョン・カー リー・ホールの仲裁にゆだねるこ とに同意した。ホールの裁定は、 拘束力をもち、裁判所の命令とさ れる(合意日時72・6・3)	被告は、原告に50ドルと訴訟費用 5ドル55セントを支払え	判決の記録なし(審問日時72・4・ 19) 被告は、2日分の賃金と同一の罰 金。訴訟費用3ドルと法廷侮辱罪 による罰金11ドルも支払え(審問 日時72・5・3)
340	271	209~10	196~208	176~84

51	50	49	48	47	46	45
53	52	51	48	45	44 と 49	42
チュン・ヒン	バプティスト・レイモンド	長谷川(大蔵省書記)	ライザー・ゲッティンガー	ウイリアム・ハウルズ	くま(又兵衛)	スム・フン・ファン
ウイリアム・	H・ベン	フランク・フイシャー	ジェームズ・ウッド	ヒュー・ウイリアム・ハガート	J・H・ウイグナル	J・H・ウイグナル
約束手形の額面八一ドル六二セ	宿泊料と飲料の代金八七ドル六六セントを支払え	小切手の額面二一七ドルを支払え	一カ月分の家賃二三ドルを支払え	蒸気船ライジングサン号の調査費三〇ドルを支払え	石炭五トンの代金三〇両を支払え	ガンボートのかまの取り替え作業として、三二二ドル一〇セントを支払え
被告は、原告に81ドル62セントを支払え、(72・7・30)	被告は、48ドル50セントと訴訟費用3ドルを1週間以内に支払え(72・7・30)	被告は、原告に217ドルと訴訟費用7ドル50セントを支払え(72・8・2)	(和解) 被告が原告に家賃23ドルを支払い、原告は被告に家の修理代を支払う(72・6・18)	(和解) 被告が原告に15ドルと訴訟費用3ドルを支払う(72・6・11)	被告は、原告に30両と訴訟費用5ドルを支払え。裁判官は、被告の証言について刑事裁判改良法第19条の権限を行使するかどうかの決定を保留する(72・6・26)	を支払った(72・9・11) 訴えは却下する。被告は自ら願った調査の費用16ドルを支払え(72・6・5)
264	265~6、272~3	274~86	221	220	219、222~8	212~8

56	55
61	60 と 59
万国病院の受託者(兵庫)	ジョセフ・ハドソン・マクレガー
J・H・ウィグナル	J・H・ウィグナル
治療費一四四ドルを支払え	<p>⑦被告の代理人ハンターは、上訴の許可を申請。保証金二四〇〇ドルを金銭捺印証書により提出。訴訟その他の手続き費用の支払いの保証として二五〇ドルを提出。一八七二年九月一日の命令で言及された文書を提出。上訴の期間中、一八七二年九月七日の原告に対する命令の留保を申請。</p> <p>⑧被告にして控訴人は、上訴の申請書を提出した(七一・一〇・三)</p> <p>約束手形の額面一六〇ドルと、借用証書の額面二〇ドルを支払え</p>
し(72・10・7)	<p>⑦上訴の許可が被告に与えられるべし。1872年9月7日の支払い命令の上訴期間中の留保を許可する(72・9・20)</p> <p>①被告は、原告に8月30日から7日以内に160ドルと訴訟費用5ドルを支払え(72・8・30)</p> <p>②額面20ドルの約束手形については、訴えを撤回した(72・9・5)請求棄却。公益信託の訴訟であるから訴訟費用は免除。被告が寄託した30ドルは原告に支払われるべし(72・10・7)</p>
380~1	<p>367~8</p> <p>298、305</p> <p>334</p>

60	59	58	57
65	64	63	62
チャールズ・スルーズ	C & J 貿易商 会	ウィリアム・ハウルズ	ルウィス・クニフレル、グスタフ・レデリエン、アウグスト・エバース
ウィリアム・ラムゼイ	ウィリアム・ハウルズ	ユージーン・ピノー	リュウイン・ジョセフおよびハリー・ジョセフ
二〇〇ドルの為替手形についての特別召喚	約束手形の残金一六三ドル七六セントを支払え	セイダイ丸のエンジンの修理代金五一五ドルを支払え	原告側代理人アイブスン、訴訟申し立て書の送達を申請
被告は、原告に200ドルと訴訟費用4ドルを支払え(72・10・26)	被告は、原告に163ドル76セントと訴訟費用5ドルを支払え。このうち81ドル88セントと訴訟費用は即刻、残金は30日以内に支払え。即刻支払うべき金員は、ハウルズ対ピノーの訴訟で法廷に払い込まれた金員から支払われるべし(72・10・5)	被告は、原告に515ドルと訴訟費用16ドル88セントを支払え。このうち、300ドルと訴訟費用16ドル88セントは即刻支払え。215ドルは、本日より30日後に支払え(72・10・9)	原告は外国人であるから訴訟費用の保証として50ドルを寄託せよ(72・9・5)
459	421	385	335

領事裁判記録のなかの民事事件

66	65	64	63	62	61
72	71	70	69	68	67
ヘンリー・レ	ネリング・ポ ーゲル	J・H・ウイ グナル	貞次郎	ジョン・ウツ ド・ローズ	ジェームズ・ ウッド
ホールとホル	J・H・ウイ グナル	ウイリアム・ ハウルズ	J・H・ウイ グナル	J・H・ウイ グナル	ウイリアム・ ラムゼイ
①被告の代理人(カービー)は、	勘定八三ドルを支払え	約束手形の額面一二三ドルを支 払え	賃金の残金一ドルを支払え	賃金の残金九六ドルを支払え	一二五ドルの為替手形について の召喚
①召喚状を発行せよ(72・10・17)	被告は、15ドルを減じた請求を認 諾。原告が出廷しなかったので、 残余の15ドルについての請求は却 下する(72・10・7)	半分は即時に、半分は30日以内に 支払え。即時に支払われる半分は、 ハウルズ対ビノーの訴訟で法廷に 払い込まれた金員から支払え 訴訟費用5ドルは被告が即刻支払 え(72・10・14)	訴訟は権利を毀損することなく却 下される。訴訟費用は免除(72・ 10・7)	被告は、原告に28ドル33セントと 訴訟費用3ドルを即刻支払え(72・ 10・26)	被告は、原告に125ドルと訴訟費用 4ドルを支払え(72・10・22)
430	382	412	377、379	350、458	453

		<p>ネル</p>	<p>ツ(チャールズ・カービー)</p>
<p>一八七二年一月一六日まで答弁を延期する申し立ての審問のため、一〇月一八日に原告が出廷するように喚問することを申請した</p> <p>②被告の代理人(カービー)は、一月一六日まで答弁の期間を延期するように申し込んだ。原告は本人が出廷し、申請に反対した</p> <p>③被告の代理人であるカービーは、自分の代理人であるハンターを通じて、申請した応訴状を取り下げることを許されたいと上申しした。原告は上申に反対した。</p> <p>④被告は、七二年一月二三日の命令に対して上訴する許可を求め、手数料と訴訟費用の保証として二〇〇ドルを寄託した</p> <p>⑤原告は、訴状の冒頭を「ホールとホルツ」に代えて、「ホー</p>	<p>②11月11日に審問のための陳述が設定されることに被告が反対しないであろうという了解のもとに、合意に基づいて、答弁期間を11月9日まで延期することが命令された(72・10・18)</p> <p>③上申を却下する。訴訟費用3ドルは被告の負担(72・11・23)</p> <p>④上訴を許可する(72・11・26)</p> <p>⑤訴状は、原告の申請通り修正された</p>	<p>431</p> <p>478~83</p> <p>485</p> <p>486~504</p>	

69	68	67
と 75	74	73
松屋五郎兵衛 ン・ヘンソン	ジョン・ハー トレ、チャー ルズ・R・ハー トレ、ジョ ン・ヘンソン	ヤン・シユー ト2世、ヘン ドリック・ア ダムズ・ショ イター、ヤン・ グレーンウー ト
アルバート・ モリス	ロバート・エ デイス・ハリ ス(ホワイト アダー号の船 長)	ロバート・エ デイス・ハリ ス(ホワイト アダー号の船 長)
① 一一カ月分の賃料九九ドルを支払え	ホワイトアダー号によって運送された商品(炭酸マグネシウム)について生じた市場での損害七四ドルを支払え	ルとホルツの代理人としてのカービー」と修正するように申し立てた。被告は、カービーが訴訟上の代理人であって、営業上の代理人ではないと異議を唱えた⑥ガンドベールとの各当事者の法的関係。財産関係 ホワイトアダー号から引き渡された鉄の不足分(二八〇・三六ピクルス)一四五七ドルを支払え
① 被告は、原告に99ドルと訴訟費用3ドルを1カ月以内に支払え(72・10・15)	訴訟費用を除き、訴えを却下する。原告が支払うべき手数料は3ドル(72・10・11)	訴えを却下する。被告によって法廷に払い込まれた69ドル88セントは、訴訟費用40ドル95セントを控除した後原告に支払え(72・10・11)
420	393~406	387~392

75	74	73	72	70	
83	82	81	80	79	77
C & J 貿易商	ワイリアム・ラムゼイ		亀吉、治平	ザンソウル	ヘンリー・ネ ジョン・ワイ リアム・ミラ イ・ロス
アレイン・ケ	ワイリアム・ハウルズ		トーマス・ブラウン	ジェームズ・ウッテン	アルバート・モリス
商品代金の残金二四ドル八八セ	賃金残額一四八ドル五六セントを支払え		亀吉は賃金残額七ドル五〇セントを、治平は賃金残額七ドルを請求する	被告の使用人に供給された飲食物についての代金を支払え 被告は賃金残額七ドル五〇セントを、治平は賃金残額七ドルを請求する	② 一カ月分の賃料九九ドルを支払え ③ ④
被告は、原告に24ドル88セントと	被告は、原告に148ドル56セントと訴訟費用5ドルを支払え(72・10・28)		被告は、原告に5ドルと訴訟費用7ドルを支払え(72・10・22) 訴えは却下する。船員たちは即刻船に戻り、船長は食料購入に必要な金銭を支払え。許可に基づく下船の際は一切減額してはならない。訴訟費用は免除する(72・10・2)	被告は、原告に5ドルと訴訟費用7ドルを支払え(72・10・22) 訴えは却下する。船員たちは即刻船に戻り、船長は食料購入に必要な金銭を支払え。許可に基づく下船の際は一切減額してはならない。訴訟費用は免除する(72・10・2)	② 被告は、原告に99ドルと訴訟費用3ドルを1カ月以内に支払え(72・10・15) ③ 被告は、債務が多いので弁済できない。被告は、11月22日に債務の一覧表を持参せよ(72・11・20) ④ 被告は、債務の一覧表を提出した(72・11・22) 召喚状は撤回されるべし。原告は訴訟費用2ドルを支払え(72・10・16)
471	460		455~6	448~51	422

領事裁判記録のなかの民事事件

79	78	77	76
事件 番号 なし	事件 番号 なし	85	84
故ジョージ・ ローズ・マッ ケンジーの遺 言検認につい て	ジョセフ・コ リンズ	ジェームズ・ ウットン、チ ヤールズ・ジ ョージ・ヘン ダーソン	チュー・アー・ ペン
	M・エルマン	ジェームズ・ マーシャル	ネデイ
E・C・カービィは、故人の遺 言で指名された単独の遺言執行 者として遺言検認の許可を申請 する	借地権の売却によって支払うべ き四六七ドルを支払え	材料代金と作業賃七八ドルを支 払え	ウイリアム・ ハウルズ 賃金の残り五五ドル一五セント を支払え
9・11)	被告は、原告に永代借地権を14日 以内に与えよ。さもなければ、被 告は、原告に修繕費と1871年 2月8日以来被告の所有にある金 員とその利息を支払え。訴訟費 用は被告の負担(72・2・21)	費用3ドルを支払え	訴訟費用4ドルを本日より1カ月 以内に支払え(72・11・13) 被告は、原告に40ドル15セントを 支払え。訴訟費用は支払わなくて よい(72・11・19)
339	125~27	472	473

論

説

(備考) 裁判記録原頁と、それを記載した『法学論集』の該当する号との対応は以下の通りである。

原頁 (2) (27) ↓ 『法学論集』 第15号

(467)	(407)	(333)	(264)	(187)	(130)	(59)	(28)	(2)	(27)
∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫	∫
(504)	(466)	(406)	(332)	(263)	(186)	(129)	(58)	(27)	(58)
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
同	同	同	同	同	同	同	同	『法学論集』	第15号
25号	24号	23号	22号	21号	20号	19号	16号		